

# II章： 感染の波を防ぐ／ 備える

---

## 1節 医療体制確保

---

- ① 保健所の対応と体制強化
  - ② 健康相談の体制づくり
  - ③ 医療機関との連携・支援
- 

## 2節 感染拡大防止対策

---

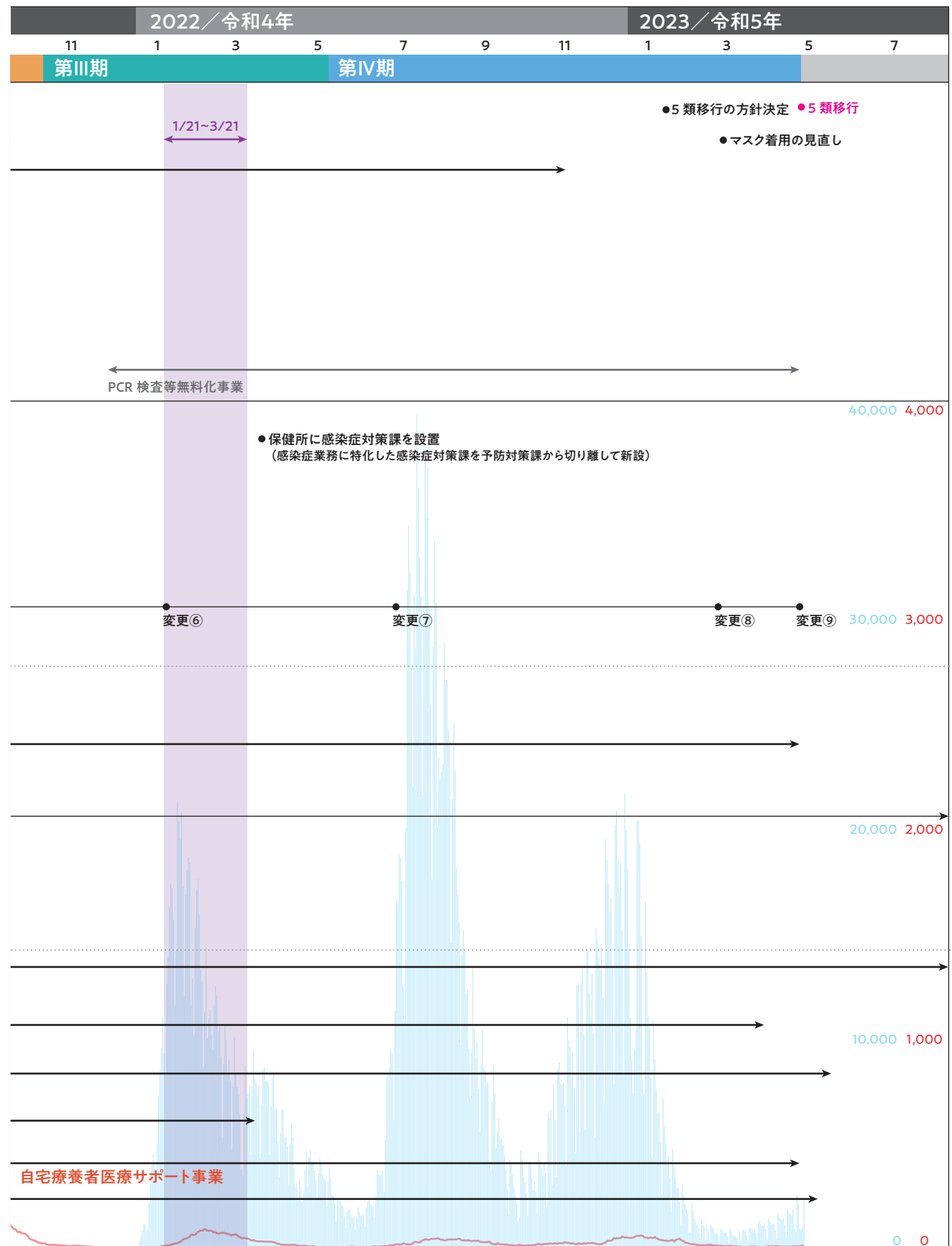
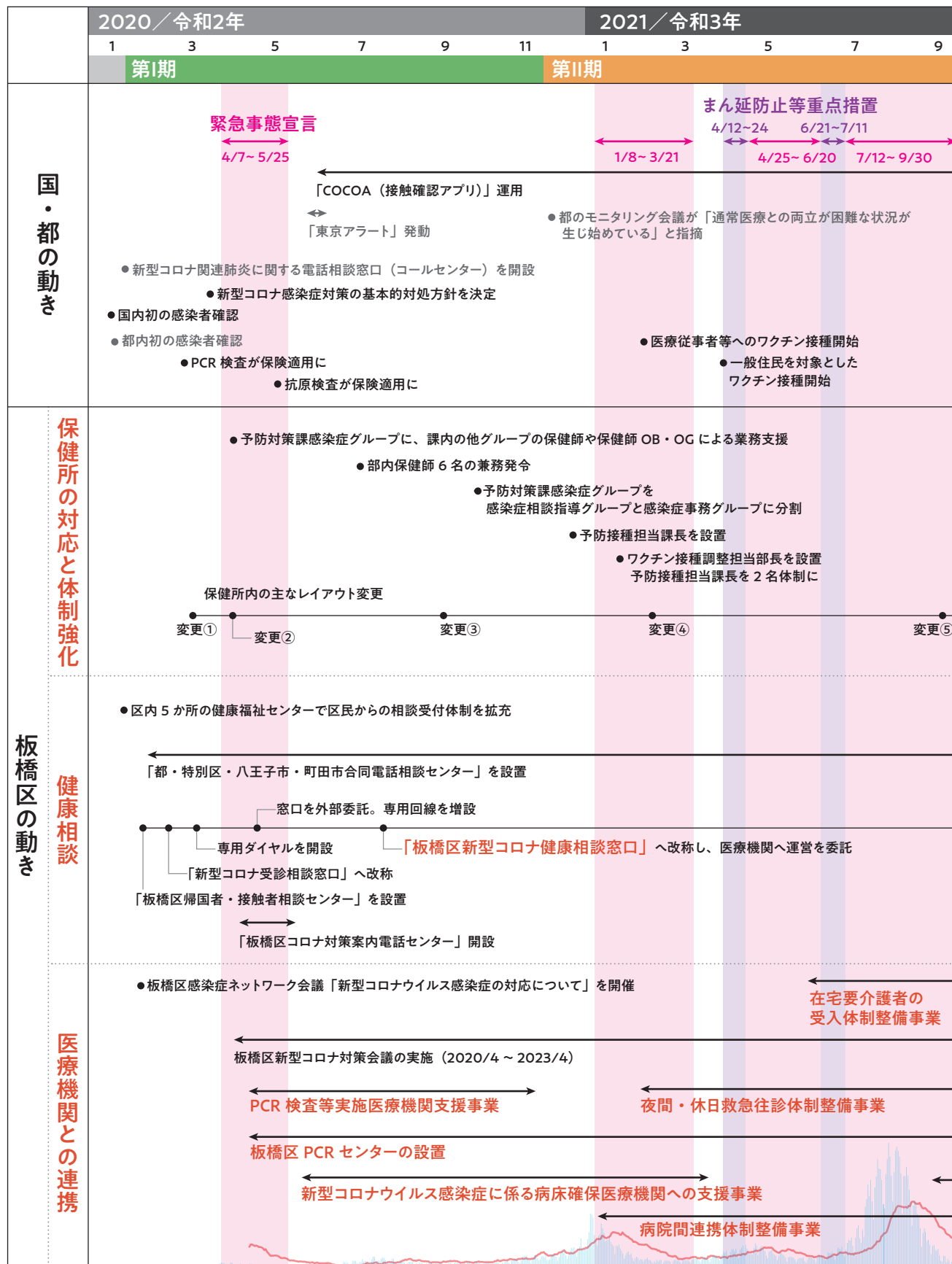
- ① PCR検査
- ② ワクチン接種
- ③ 行動制限

---

## 1 節

---

### 医療体制確保



# ① 保健所の対応と体制強化

保健・医療面での感染症対策は、保健所が中心となって行ってきました。その対策は、相談体制の構築、医療機関との連携、行政検査、ワクチン接種など、多岐にわたります。板橋区では、これらを推進していくために、保健所の業務・人員を拡大し、体制を強化していきました。

## 第Ⅰ期

### 感染拡大に伴い ひっ迫する保健所の業務

2020（令和2）年2月1日、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づき、新型コロナウイルス感染症は2類相当の指定感染症に指定され、全数把握対象疾患となりました。これにより、医師は診断をした際に保健所への届出が必要となり、保健所では、感染経路把握を目的とした患者への行動歴の聞き取りや濃厚接触者の特定を行う積極的疫学調査、患者の健康観察の実施など、多岐にわたる業務を行う必要が生じ、感染拡大に伴い業務はひっ迫していきました。

### 保健所体制の強化

急増する新型コロナ患者に対応するため、保健所の体制強化が急務となりました。そこで、組織改正を含め、職員の兼務発令や他部署からの応援、保健師 OB・OG による業務支援等、あらゆる方策にて対応を図りました。

感染症対策業務を担う予防対策課感染症

グループは当初、保健師の係長のもと、保健師、診療放射線技師、事務職で構成されていましたが、業務の増加により、2020年4月に、課内の他グループの保健師3名や、保健師 OB・OG による業務支援対応を図ったほか、7月には、部内保健師6名の兼務発令等により人員体制を強化しました。

10月9日、同グループを保健師と診療放射線技師により構成する「感染症相談指導グループ」と、事務職により構成する「感染症事務グループ」に分けることにより、積極的疫学調査や健康観察、相談対応などの専門職の業務と、患者情報管理や入院医療費公費負担などの事務業務の役割分担を明確化し、それぞれの機能を強化しました。

## 第Ⅱ期

## 第Ⅲ期

## 第Ⅳ期

### 全庁的な応援体制

2020（令和2）年12月17日、国は新型コロナウイルスワクチン接種の実施方針を明らかにしました。ワクチン接種を、先行する医療従事者等には都道府県が、住民には区市町村が実施

することになりました。住民への接種は高齢者を優先するなど、3月下旬から国が示す優先順位に従って接種を進めることになりました。

そこで、ワクチン接種を迅速に進めるため、12月21日に保健所に「予防接種担当課長」を、2021（令和3）年1月29日に「ワクチン接種調整担当部長」を設置したうえで、予防接種担当課長を2名体制に増員（うち1名は、令和3年4月1日付で「ワクチン接種調整担当課長」に名称変更）。全体の進行管理と庁内調整を担う体制を構築し、円滑な接種の推進を図りました。

区では2021年5月から住民向けのワクチン接種を開始し、保健所業務はさらにひっ迫の度合いを強めました。そこで、状況に応じて全庁を挙げた応援体制を組み、対応を図りました。

### ● コールセンター

5～7月、初回接種のピーク時に板橋区新型コロナウイルスワクチンコールセンターの強化のため、保健所に区職員を動員して対応にあたりました。

### ● 集団接種

5・6月、各集団接種会場に区職員を配置し、受付や誘導・接種済証の交付等を行いました。

### ● 接種記録入力

3～5月に実施した医療従事者への優先接種記録のシステム入力作業に対して、庁内での応援により対応しました。

一方、新型コロナ患者対応業務においては、感染の拡大期に合わせて全庁的な応援体制を組み、感染状況を踏まえ、随時人員数と

執務スペースを拡大・縮小しながら対応しました。

### ● 事務職による応援

2021年1～3月、8～10月、2022（令和4）年1～3月、7・8月に、急増する新型コロナ患者情報のシステム入力や、新型コロナ患者向けの SMS 送信業務等に対し、保健所に区職員を動員して対応しました。

### ● 保健師等の専門職による応援

感染の拡大状況に合わせ、新型コロナ患者に対する積極的疫学調査や健康観察、区民からの相談対応等に対し、専門職による応援により柔軟に対応しました。

# 感染症対策の中核 保健所の執務環境整備

板橋区における感染症対策業務の中心は、保健所の「予防対策課感染症グループ」でした。2020（令和2）年4月に、「感染症グループ」を増員したことをはじめ、10月9日には保健師職による「感染症相談指導グループ」と事務職による「感染症事務グループ」に細分化するなど、感染拡大の状況等を踏まえ、迅速かつ的確な対応を図るため、柔軟に機能強化に取り組みました。また、感染の拡大期には、庁内の応援職員や派遣職員の受け入れなどにより、職員を増員して業務にあたりました。保健所の体制強化による、主なレイアウト変更の流れは以下のとおりです。

## ● 2020（令和2）年3月

保健所3階の予防対策課事務室に「新型コロナ受診相談窓口」のスペースを確保。都派遣職員の受け入れに備え、事務室内のレイアウトを変更。

## ● 4月

応援職員受け入れのため、予防対策課の一部を保健所4階「こころの健康ミーティングルーム」に移設。

### 【写真1】

## ● 9月

予防対策課全体の職員増に対応するため、保健所3階の生活衛生課の一部を7階に移設し、3階の予防対策課執務スペースを拡張。

## ● 2021（令和3）年2月

保健所3階の生活衛生課を5階に移設し、3階全てを予防対策課の執務スペースに拡張。【写真2】

## ● 9月

応援職員受け入れのため、保健所地下講堂、4階「こころの健康ミーティングルーム」・「栄養室」に予防対策課の執務スペースを拡張。（応援職員の減に伴い、地下講堂と4階「栄養室」の使用を終了）

## ● 2022（令和4）年1月

応援職員受け入れのため、保健所地下講堂、4階「栄養室」、区役所本庁舎南館4階の「災害対策室」に予防対策課の執務スペースを拡張。（応援職員の減に伴い、同年3月に地下講堂と「災害対策室」の使用を終了）

## ● 7月

応援・派遣職員受け入れのため、保健所地下講堂、区役所本庁舎「災害対策室」に感染症対策課\*の執務スペースを拡張。（応援職員の減に伴い、同年8月に「災害対策室」、10月に地下講堂の使用を終了）

## ● 2023（令和5）年3月

保健所4階「栄養室」の使用を終了。

## ● 5月

保健所4階「こころの健康ミーティングルーム」の使用を終了。

\* 2022年4月より、予防対策課から感染症事務係・感染症相談指導係を切り離し、新たに感染症対策課を新設

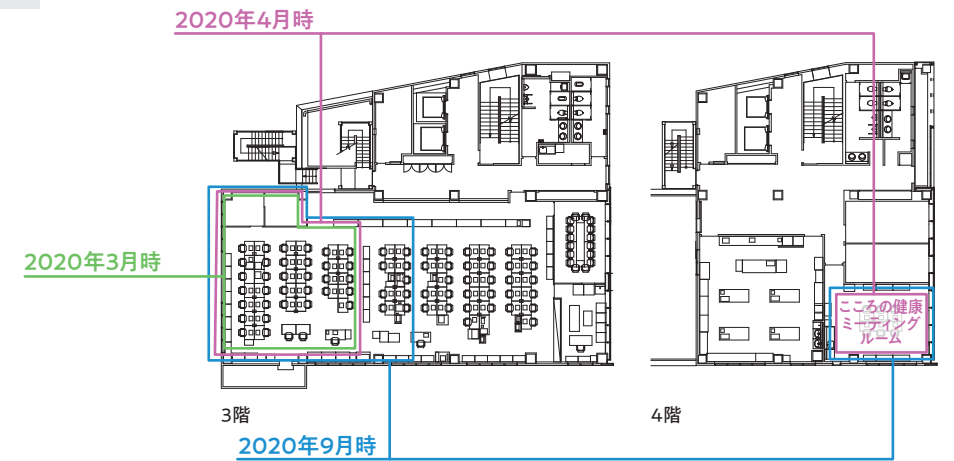


【写真1】移設した予防対策課の窓口

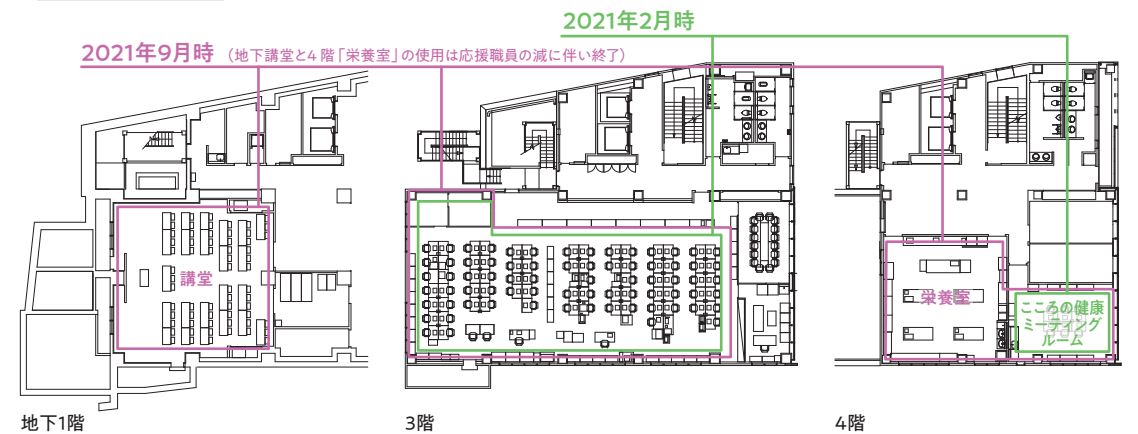


【写真2】多忙を極める事務室

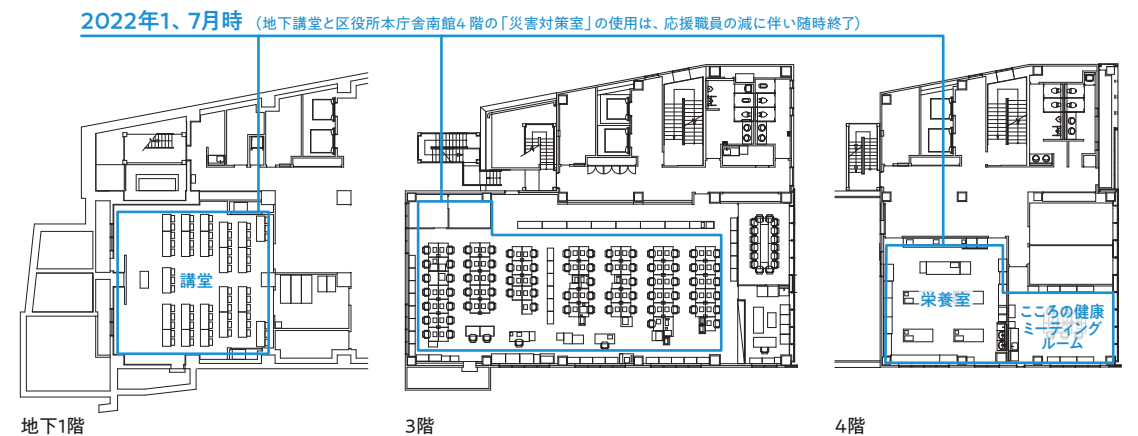
## 2020（令和2）年



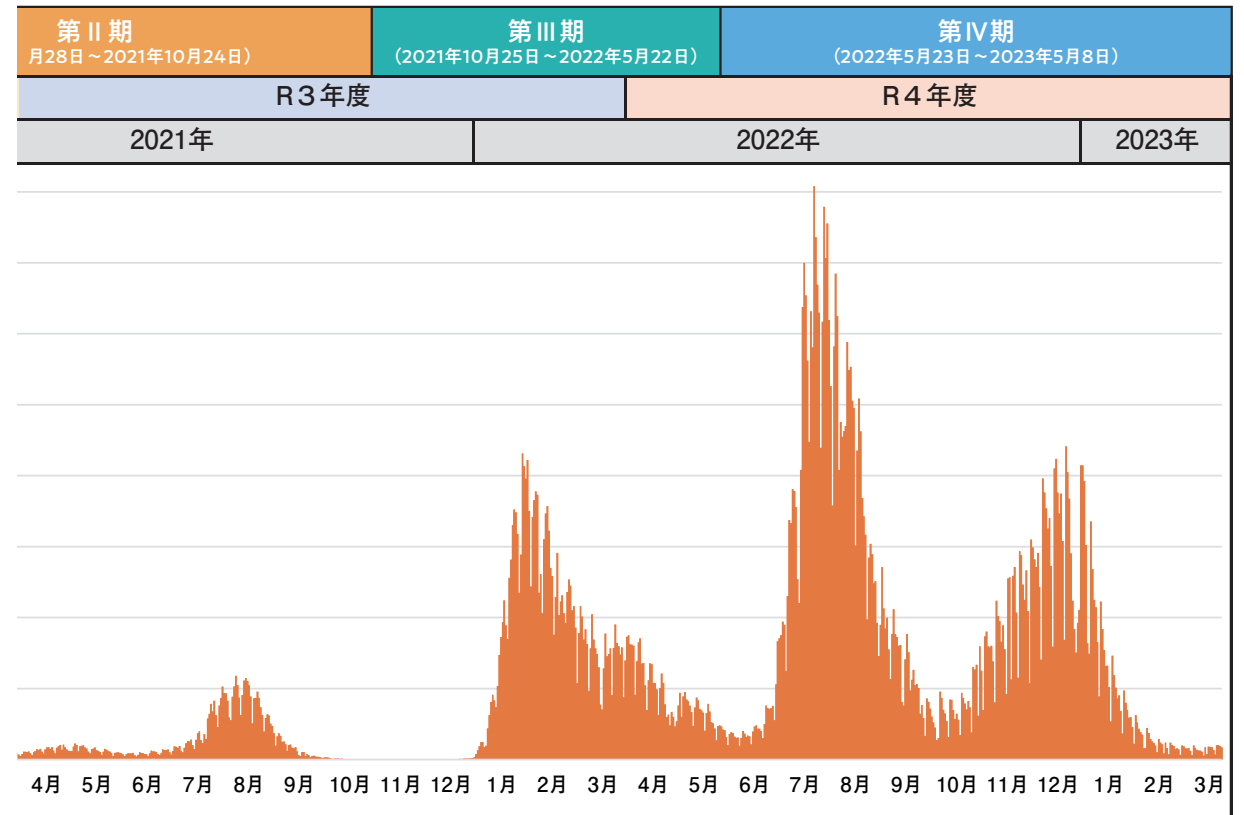
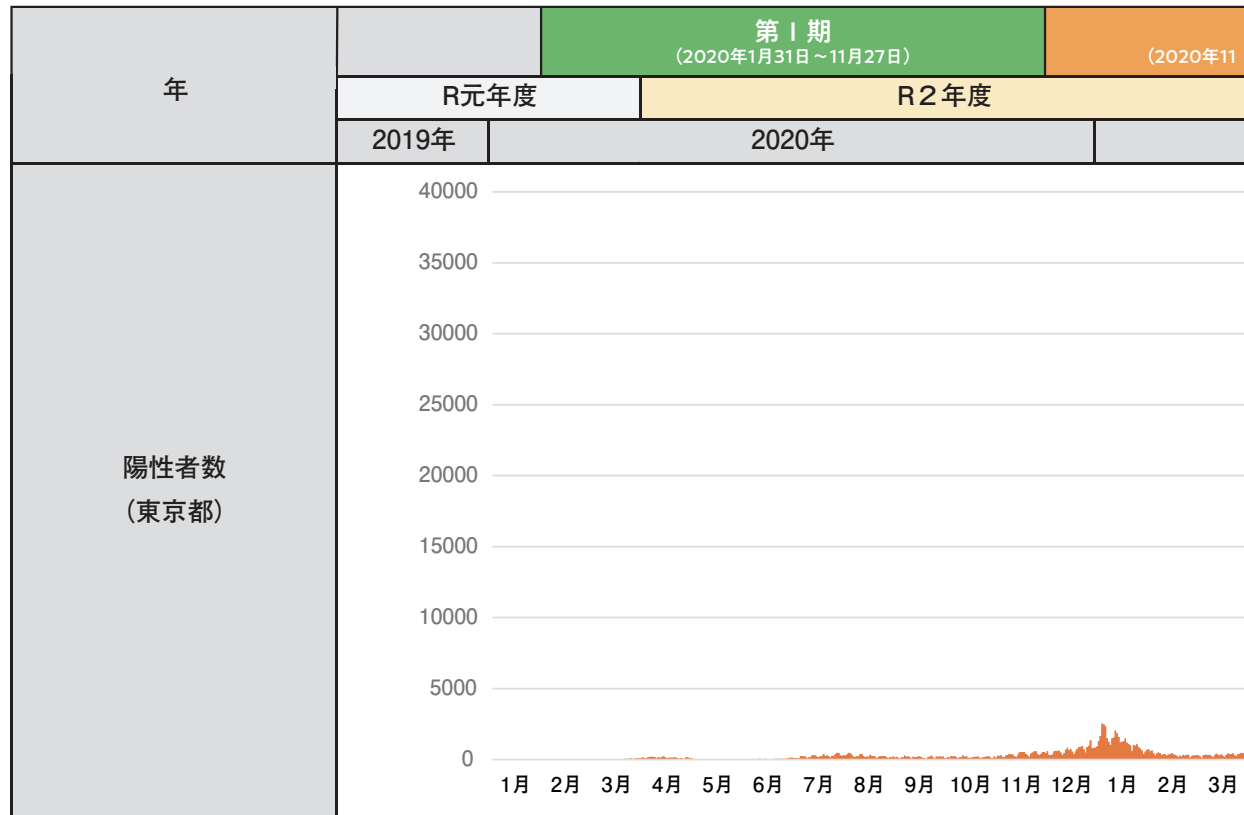
## 2021（令和3）年



## 2022（令和4）年



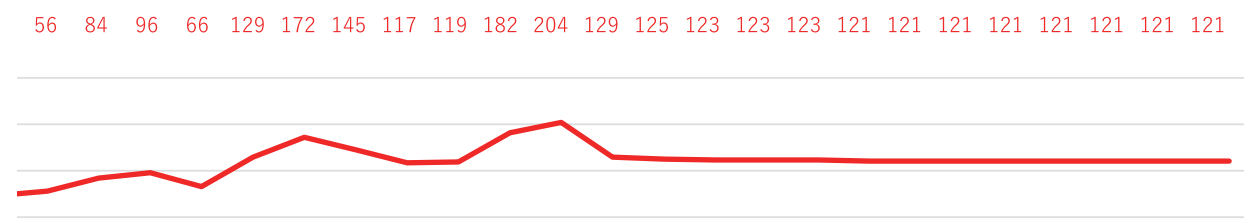
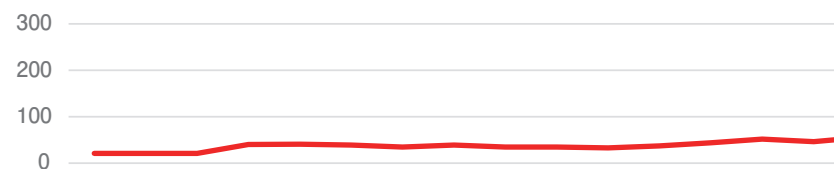
【図1】保健所執務スペースの拡張・縮小の推移



緊急事態宣言		4/7~5/25	1/8~3/21
まん延防止等重点措置			
定数	17	18	
定員 (配属人数)	19	23	
職員兼務 (感染症対策・事務)		4	
職員兼務 (感染症対策・保健師)		6	8
職員兼務 (ワクチン接種)			2 → 7
庁内応援 (感染症対策)	2	17 18 16 6	2 → 4 → 11 14 8
庁内応援 (ワクチン接種)			

緊急事態宣言	4/25~6/20	7/12~9/30	
まん延防止等重点措置	4/12~24	6/21~7/11	1/21~3/21
定数	25		29
定員 (配属人数)	43	47	47
職員兼務 (感染症対策・事務)	1	5 → 1	
職員兼務 (感染症対策・保健師)		53 61	64 → 74
職員兼務 (ワクチン接種)	13 16 15 14 10 7 3		
庁内応援 (感染症対策)	6 7 8 7 14 53 27 2	64 83 8	4 2
庁内応援 (ワクチン接種)	20 28	2 3 5 6	

合計従事者数 (正規)



【図2】予防対策課・感染症対策課の職員数の変遷

## ② 健康相談の体制づくり

新型コロナウイルス感染症に関する不安解消や感染拡大防止等を目的に、区民からの相談に対応するのが健康相談窓口です。相談は、一般の区民や、新型コロナウイルス感染症と診断された患者やその家族、感染の疑いがある方から寄せられました。健康相談窓口は、区民に対して新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を提供することで不安を解消する一方、患者や感染の疑いがある方に対しては、それぞれの症状に応じた適切な対応を案内する役割を担いました。平時から、保健所では感染症に関する相談を受け付けてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う問合せの増加に対応するため、相談体制を強化していきました。

### 第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

#### 相談体制の強化

2020（令和2）年1月31日、板橋区における感染症対策は、健康危機管理対策本部を設置するところから本格化しました。相談体制の構築と強化は以下のとおりです。

#### ● 1月31日

区内5か所の健康福祉センターで、区民からの相談受付体制を拡充。

#### ● 2月3日

国の求めに応じ、「板橋区帰国者・接触者相談センター」を保健所予防対策課内に設置。月曜～金曜の8時30分～17時に実施。

#### ● 2月7日

都が区と合同で運営する「都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター」を設置し、月曜～金曜の17時～翌朝9時、土日祝日24時間実施。保健所内に設置した相談センターと併せて、毎日24時間の相

談体制を確保。

#### ● 2月27日

「板橋区帰国者・接触者相談センター」を「新型コロナウイルス受診相談窓口」へ改称。

#### ● 3月11日

「新型コロナウイルス受診相談窓口」専用ダイヤルを開設。

#### ● 4月22日

新型コロナに関する相談窓口を案内する「板橋区コロナ対策案内電話センター」を開設。

#### ● 5月1日

相談件数増加に対応するため、「新型コロナ受診相談窓口」の運営を委託し、専用回線を増設。

#### ● 8月1日

「新型コロナウイルス受診相談窓口」を「板橋区新型コロナウイルス健康相談窓口」へ改称し、医療機関へ運営を委託。

### 第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

## 専用コールセンターの設置

受診相談を受け付ける

#### 「板橋区新型コロナ健康相談窓口」

#### ● 2020（令和2）年2月3日

「板橋区帰国者・接触者相談センター」として開設。

#### ● 2月27日

「新型コロナ受診相談窓口」に名称変更。

#### ● 3月11日

「新型コロナ受診相談窓口」専用ダイヤルを2回線開設。

#### ● 5月1日

4月に入ると相談件数が1日500件を超えるようになり、対応件数を増やすため「新型コロナ受診相談窓口」の運営を外部業者に委託し、専用回線を増設。

#### ● 8月1日

「板橋区新型コロナ健康相談窓口」へ改称し、医療機関へ運営を委託。

健康面以外の問合せを受け付ける

#### 「板橋区コロナ対策案内電話センター」

#### ● 2020年4月22日

健康面以外の問合せに迅速に対応するため、問合せ内容に応じて適切に担当部署を案内する「板橋区コロナ対策案内電話センター」を臨時的に開設。経済活動や生活上の相談窓口、区施設・区事業の実施状況などに関する担当部署への案内を行いました。区役所本庁舎南館2階の人材育成センターに専用回線8回線を用意し、平日9時～17時の間、全庁的な応援体制により、区職員で5月29日まで対応を続けました（6/1以降は代表電話への自動転送で対応）。

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
着信数	外注なし	1,671	1,154	2,797	5,573	3,585	1,500	1,313	1,628	3,331	861	856	24,269
区内患者数		12	39	223	265	120	201	389	700	1,578	445	333	4,305

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
着信数	1,400	1,976	1,199	2,511	10,127	1,871	439	313	308	15,867	14,116	2,977	53,104
区内患者数	729	813	453	1,965	4,937	1,067	52	15	25	9,985	16,145	9,288	45,474

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
着信数	2,237	1,204	890	18,171	11,822	1,984	785	1,558	2,139	1,305	273	209	42,577
区内患者数	6,976	3,913	2,347	24,066	27,723	8,007	627	1,867	3,648	2,555	443	210	82,382

令和5年度

	4月	5月	計
着信数	239	193	432
区内患者数	362	138	500

【図1】「板橋区新型コロナ健康相談窓口」の着信状況

## ③ 医療機関との連携・支援

板橋区の感染症対策の大きな特徴のひとつに、区内医療機関との連携と支援があります。感染症への迅速な対応のためには、大規模な病院や中小規模のクリニック等、個々の医療機関との協力と連携が必要になります。板橋区は、平時から区内医療機関と顔の見える関係を構築し、新型コロナ感染拡大初期から密に連携することで、感染拡大時に必要なPCR検査と、患者を受け入れる医療機関の拡充を図りました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

### 最初期から始まった医療機関との連携

板橋区では、2000（平成12）年、感染症などの発生の未然防止と発生時の被害拡大防止を図るため、「板橋区健康危機管理対策連絡会議」を設置し、その専門委員会として2007（平成19）年に「板橋区感染症ネットワーク会議」を立ち上げ、毎年開催してきました。本ネットワーク会議は、区内医療機関（院内感染対策委員医師・看護師等）、板橋区医師会、板橋区薬剤師会、区保健所で構成されています。

新型コロナ感染症が発生し、区が健康危機管理対策本部を設置して間もない2020（令和2）年2月5日に、本ネットワーク会議を開催し、新型コロナウイルス感染症について、情報共有と意見交換を行いました。

また、新型コロナ感染症に関する情報共有や検討のため、板橋区医師会を中心として、各医療機関・保健所との連絡会議「板橋区新型コロナ対策会議」が開催されまし

た。参加機関は、板橋区医師会と区保健所、帝京大学医学部附属病院、東京都立豊島病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、板橋中央総合病院の5つの医療機関です。会議はオンラインで開催され、ホストは板橋区医師会が担いました。2020年3月に会議開催の検討が始まり、第1回の会議は同年4月に開催され、2023（令和5）年4月までに全15回開催されました。

第Ⅰ期 第Ⅱ期

### PCR検査等実施医療機関への支援

2020（令和2）年4月には、都内の新型コロナ患者数が1日100人を超える日が続き、さらなる感染拡大を防止するため、新型コロナ患者の早期発見を目的とした検査体制の拡充が必要となりました。そこで区は、検査実施件数を増やすため、4月28日に「板橋区PCR検査等実施医療機関支援事業」を

開始し、PCR検査等を実施する区内医療機関に対する支援金の助成や、検査に必要な物品（防護服、手袋、マスク、フェイスシールド等）を配付しました。同年3月6日にはPCR検査が健康保険適用になっていたことも追い風となり、多くの区内医療機関からPCR検査と発熱外来受付対応の協力を得ることができました。

さらに、同年4月28日に、板橋区医師会への委託により「板橋区PCRセンター」を開設し、PCR検査体制の強化を図りました。

### 病床確保医療機関への支援金交付

2020年4月中旬、新型コロナ感染症は第1波のピークを迎え、重症患者の増加により、感染症対応病床が不足することが懸念されました。そこで区は、6月3日に「東京都板橋区新型コロナウイルス感染症に係る病床確保医療機関への支援金交付事業」を開始。感染症対応病床を確保した医療機関に対して支援金を交付することで、感染症対応病床の整備・拡充を図り、新型コロナ患者の受入体制を充実させました。

第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

### 病院間連携体制整備事業を開始

2021（令和3）年1月7日、都内の新型コロナ患者数は1日2,500人を超え、第3波のピークを迎えました。この頃、新型コロナ感染症により勧告入院した高齢者等が、症状が軽快し退院の基準を満たしても、ADL（日常生活動作）の低下等により在宅での生活に速やかに戻ることができず、入院が継続と

なるケースが発生していました。そこで区は、1月18日から板橋区医師会と連携し、症状が軽快した方の区内医療機関への転院調整や、転院先医療機関による在宅生活への回復支援を行う「病院間連携体制整備事業」を開始し、病床ひっ迫の改善に取り組みました。

### 自宅療養者に対する夜間・休日の電話相談、救急往診体制整備事業を開始

第3波では、これまで以上に陽性者数が拡大したため、入院を必要とする新型コロナ患者が自宅で入院待機や療養をするケースが増加しました。保健所では患者の体調確認と健康観察を実施していましたが、入院までの待機期間が長くなるにつれ、症状が変化する患者や、常用薬等が不足する患者も増加していました。特に夜間・休日は対応できる医療機関が少ないため、不安を抱えながら自宅で過ごす患者も多くいました。そこで区は、2月9日、自宅にて療養または入院待機している新型コロナ患者に対し、夜間・休日の電話による健康相談への対応、あるいは必要に応じて医師の往診による診察・検査・治療等が受けられる体制（夜間・休日救急往診体制整備事業）を、都に先駆けて構築しました。

### 在宅要介護者の受入体制整備事業を開始

在宅介護をしている家庭では、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院が必要な状態であっても、介護者が不在となるため入院できない問題や、自宅に残り介護を



続けることで、要介護者の感染リスクが高まるという問題が生じていました。そこで区は、2021年6月17日から「板橋区在宅要介護者の受入体制整備事業」を開始し、介護者が感染した場合に、重症化リスクの高い要介護者に感染させずに介護者が安心して療養できるよう、要介護者が医療機関に入院できる体制を整えました。

### 自宅療養者医療サポート事業を開始

2021年8月の第5波では、感染拡大に伴い新型コロナ患者の入院先がすぐに決まらず、自宅療養を余儀なくされるケースも増えていました。そこで区は9月15日から、区内の医療機関と連携し、自宅療養者に対し医師による健康観察や救急往診を行い、24時間連絡可能な切れ目のない医療サポート体制を整備する「板橋区新型コロナウイルス感染症自宅療養者医療サポート事業」を都に先駆けて開始しました。

## 新型コロナ感染拡大に伴う検査・医療提供体制の確保

新型コロナ感染拡大の長期化に対応するため、2020（令和2）年4月下旬から、板橋区では、板橋区医師会の協力のもと、PCR検査や医療提供体制等に関する支援策を実施し、地域の医療体制を強化しました。

### PCR検査等実施医療機関への支援

2020年4月28日、区は区内医療機関が行うPCR検査等への支援を開始。独自にPCR検査等を実施している、または実施予定の医療機関に対し、支援金の助成や検査に必要な物品の配布等の支援を実施しました。[p.60参照]

### 板橋区PCRセンターの開設

2020年4月28日、区は急増するPCR検査の需要に対応するため、「板橋区PCRセンター」を開設しました。この板橋区PCRセンターは、運営を板橋区医師会に委託。同医師会の医師により、週2・3回、

1日あたり10～20件ほどのPCR検査が実施されました。[p.60参照]

### 新型コロナ感染症に係る入院医療機関への支援

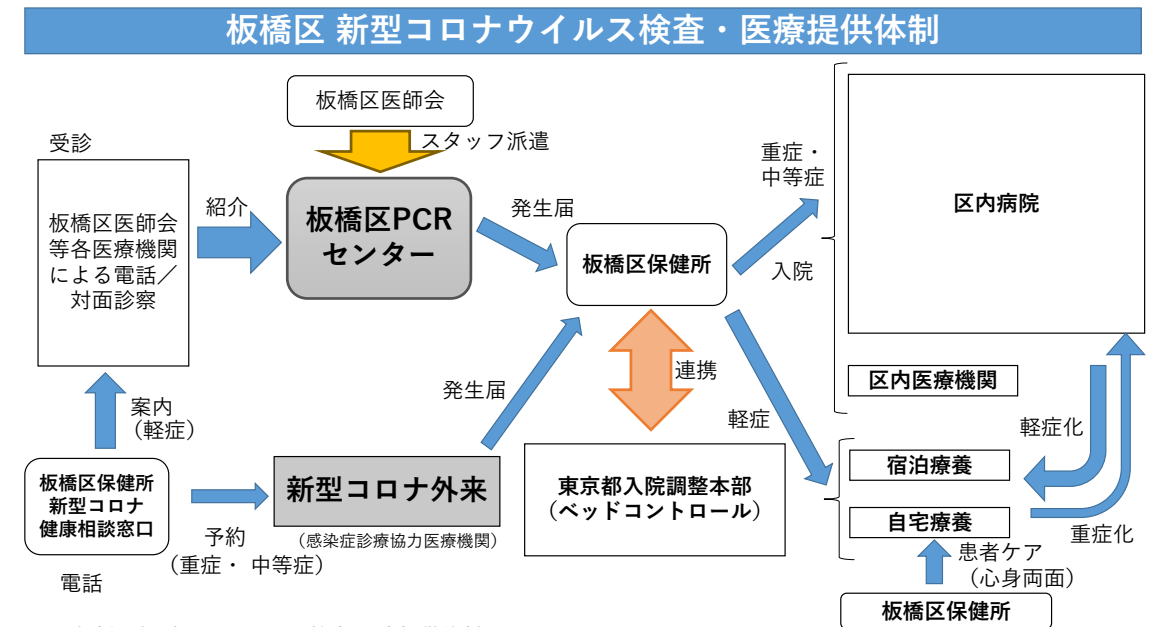
2020年6月3日、区は「令和2年度東京都板橋区新型コロナウイルス感染症に係る病床確保医療機関への支援金」の交付を開始。所定の要件を満たした医療機関に支援金を交付することで、新型コロナウイルス感染症対応病床（以下、「対応病床」とする）の整備及び拡充を図り、新型コロナ患者の受入体制の充実をめざしました。

#### ●対象

区内に所在する東京都指定二次救急医療機関のうち、対応病床の確保を行った機関

#### ●対象期間

2020年4月1日から2021（令和3）年3月31日まで



【図1】板橋区新型コロナウイルス検査・医療提供体制

# 病院間連携体制整備事業

新型コロナで勧告入院している患者が、病状が軽快し退院基準を満たしているにもかかわらず、入院によりADL（日常生活動作）が低下し、すぐに在宅生活に戻ることが困難なため、コロナ病床での入院が長期化している方が増え、病床ひっ迫の一因となっていました。そこで板橋区は、2021（令和3）年1月8日から、板橋区医師会へ委託し、在宅医療センター療養相談室（以下、「療養相談室」とする）が一時的な医療機関への入院を手配し、転院後の病院に機能回復訓練や在宅生活への復帰支援を行ってもらうよう、転院支援を行いました。

## ●対象者

区民または区内の病院に入院している、おおむね65歳以上の高齢者や障がい者（透析患者を含む）で、新型コロナに係る退院基準を満たしている方のうち、次のいずれかに該当する方

・介護者が新型コロナ陽性となり入院をしている等で、

介護者不在の間に入院が必要な方

・勧告入院中に低下したADL回復のためのリハビリ等を目的とした入院が必要な方

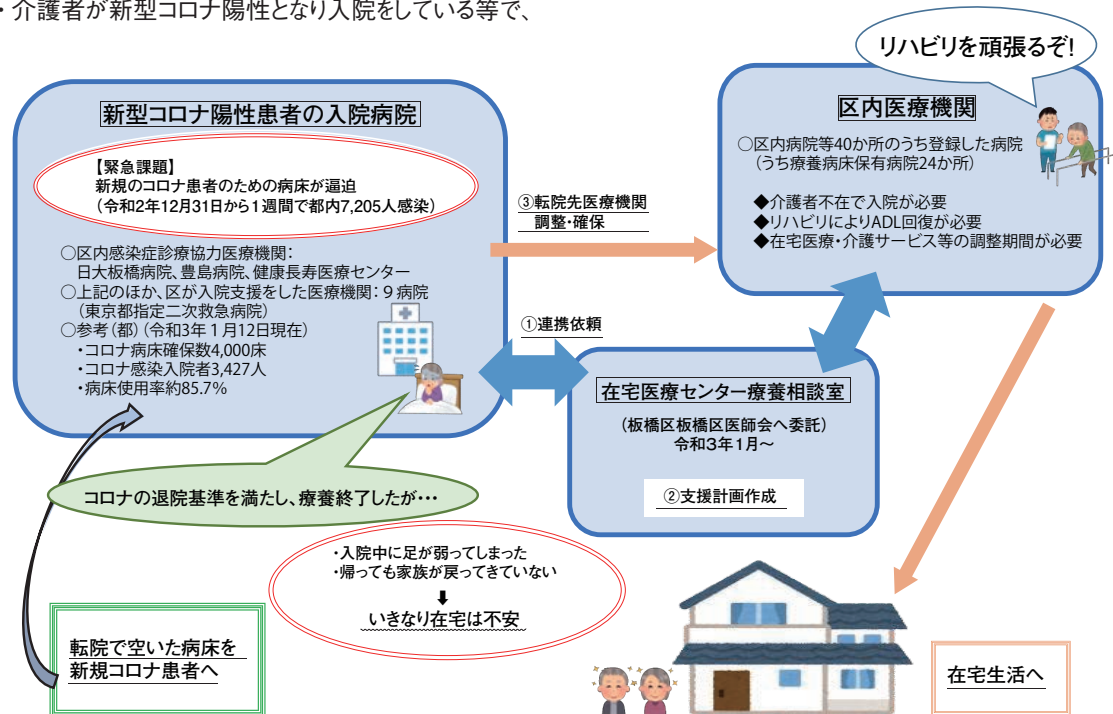
・在宅医療や介護サービス等の調整が必要となった場合、医療及び介護体制整備の時間を確保するための入院が必要な方

## ●対象期間

転院した日を含む14日間

## ●事業の流れ

- 療養相談室が、勧告入院先の医療機関または保健所から、対象者の転院についての依頼を受ける。
- 療養相談室が対象者の支援計画を作成する。
- 療養相談室が転院先医療機関の病床を確保する。
- 転院先医療機関の確保した移送手段により、対象者が転院する。
- 対象者は転院先で、在宅生活に向け必要な医療やリハビリなどを受ける。



【図2】「新型コロナウイルス対策に係る病院間連携体制整備事業」全体の流れ

# 夜間・休日救急往診体制整備事業

2021（令和3）年2月9日、板橋区は、自宅で療養または入院待機している新型コロナ患者に対し、夜間・休日における健康相談への電話対応や、必要に応じて医師の往診による診察・治療が受けられる「夜間・休日救急往診体制整備事業」を開始しました。

## ●対象者

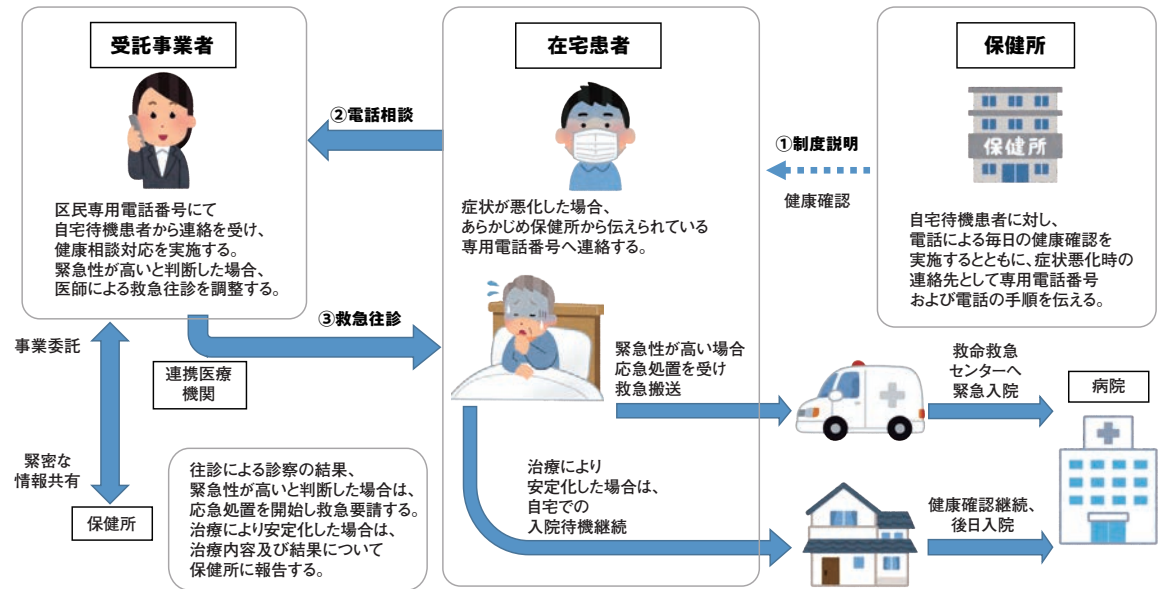
区が就業制限を行い、自宅で療養または入院待機をしており、往診時に区内在住の方（2022年2月以降、就業制限は撤廃）

## ●対象期間

2021年2月9日から2023（令和5）年5月31日まで、平日19時～翌朝6時、土曜日18時～翌朝6時、日曜・祝日朝6時～翌朝6時の時間帯を対象に実施

## ●事業の流れ

- 区は、対象者へ本事業について説明し、専用の電話番号及び相談の手順を伝える。
- 区は本人の同意を得た上で、受託事業者に対して、対象者情報を送付する。
- 夜間・休日に体調が悪化した場合、対象者は受託事業者に電話をかけ、患者番号と氏名・性別・生年月日を伝える。
- 受託事業者は電話により対象者の容体を把握し、健康相談を実施する。
- 健康相談により救急往診の必要性があると判断した場合には往診を行い、必要に応じて検査・投薬等を行う。緊急性が高いと判断した場合は、応急処置を開始し救急要請を行う。



【図3】「夜間・休日救急往診体制整備事業」全体の流れ

# 在宅要介護者の受入体制整備事業

在宅で介護をする家庭における要介護者・介護者間の感染を防ぐため、板橋区では2021（令和3）年6月17日から、医療機関の協力を得て、介護者が感染した場合に、要介護者が医療機関での入院ができる体制整備事業を開始。介護者と要介護者を隔離することで、介護者から要介護者への感染を防ぎ、介護者は自身の療養に専念できるようにしました。また、受診が難しかった要介護者へのPCR検査の促進にもつなげました。

## ●対象者

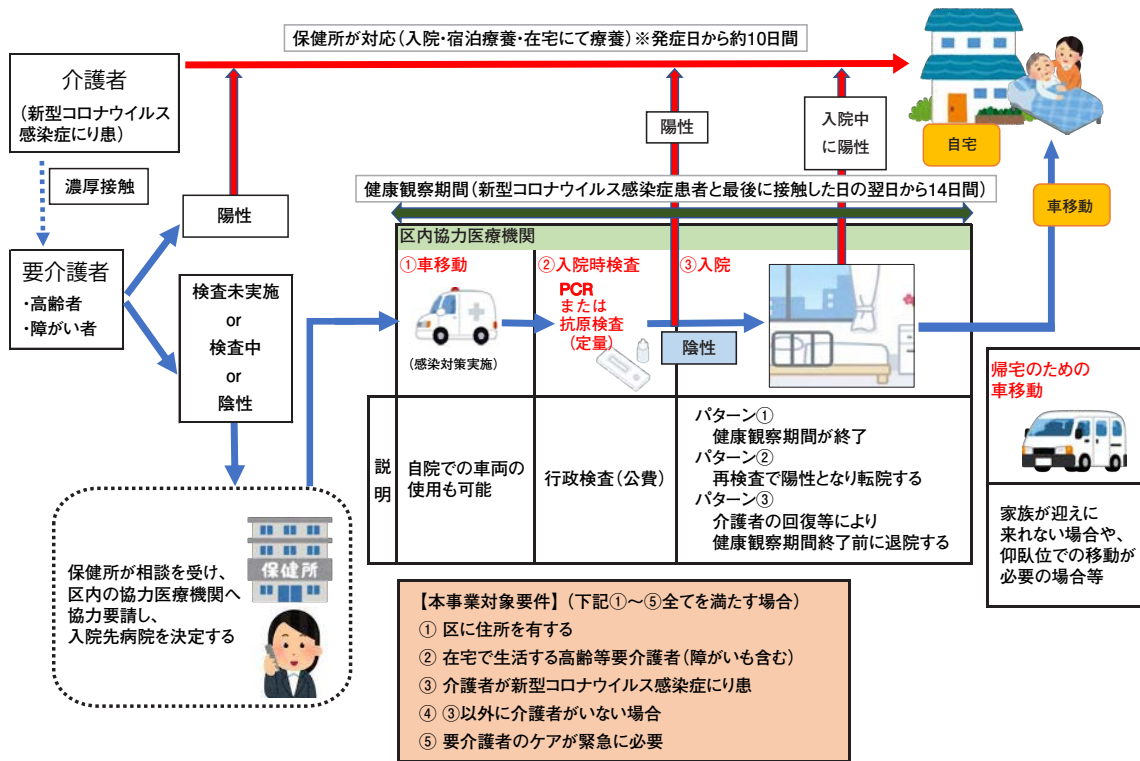
区内在住の在宅生活をする高齢者等要介護者（障がい者を含む）で、介護者が感染し、その入院や在宅療養によって他に介護者がいない方

## ●対象期間

要介護者の健康観察期間

## ●事業の流れ

1. 介護者または要介護者から連絡・相談を受けた保健所が、要介護者の体調・事情を勘案し、協定先の病院に協力を打診する。
2. 協力要請を病院が受け入れる場合、病院が要介護者を自院へ移送し、入院時にPCR検査または抗原検査を行う。
3. 要介護者は健康観察期間が終了するまで入院。



【図4】「板橋区在宅要介護者の受入体制整備事業」全体の流れ  
(板橋区の在宅介護者が新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者となった場合)

# 自宅療養者医療サポート事業

2021（令和3）年9月15日、板橋区は自宅で新型コロナウイルス感染症の療養を行う患者に向けた医療サポート事業を開始しました。これまで保健所が担ってきた自宅療養者の日々の健康観察を、板橋区医師会と地域の医療機関が連携して行うものです。24時間体制の医療相談・往診等を受けることができ、入院にも連携して対応するなど、自宅療養中にいつでも医療を受けられる体制を整備しました。

## ●対象者

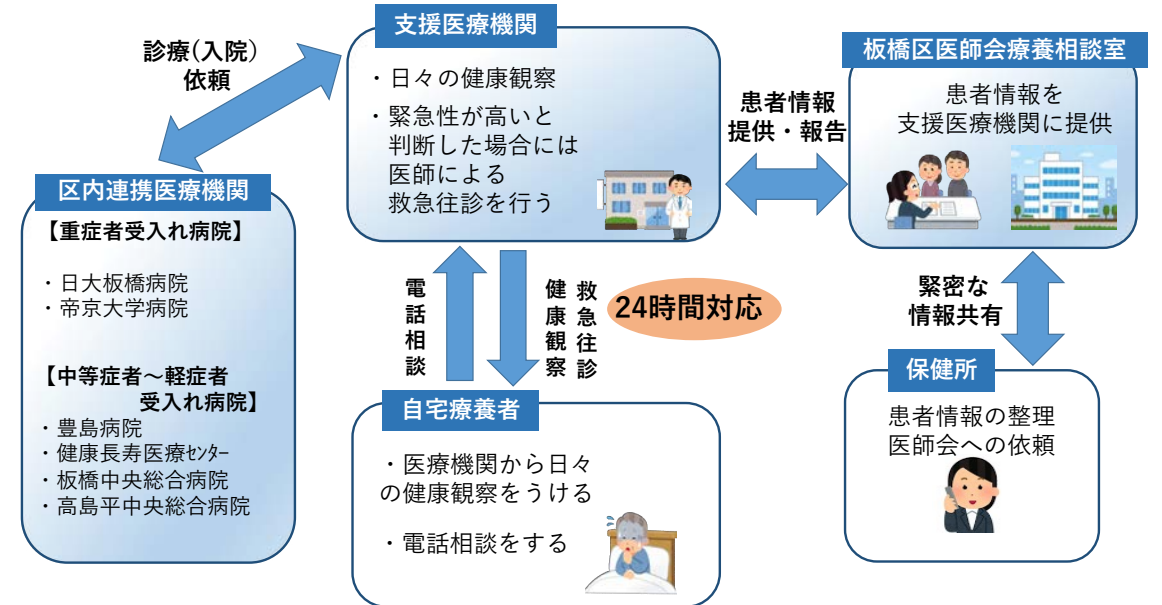
区内在住で、区が医療サポートを必要と認めた自宅療養中の方

## ●対象期間

医療機関に入院するまで、または自宅療養が終了するまでの期間

## ●事業の流れ

1. 区は本人の同意を得た上で、板橋区医師会療養相談室を通して、支援医療機関へ情報を提供する。
2. 支援医療機関は適宜健康観察を行い、療養相談室を通して区へ報告するとともに、自宅療養者からの相談に対応し、必要時に往診などを行う。
3. 自宅療養者の容態が悪化し、支援医療機関が入院が必要と判断した場合には、区と連携し、入院調整を行う。



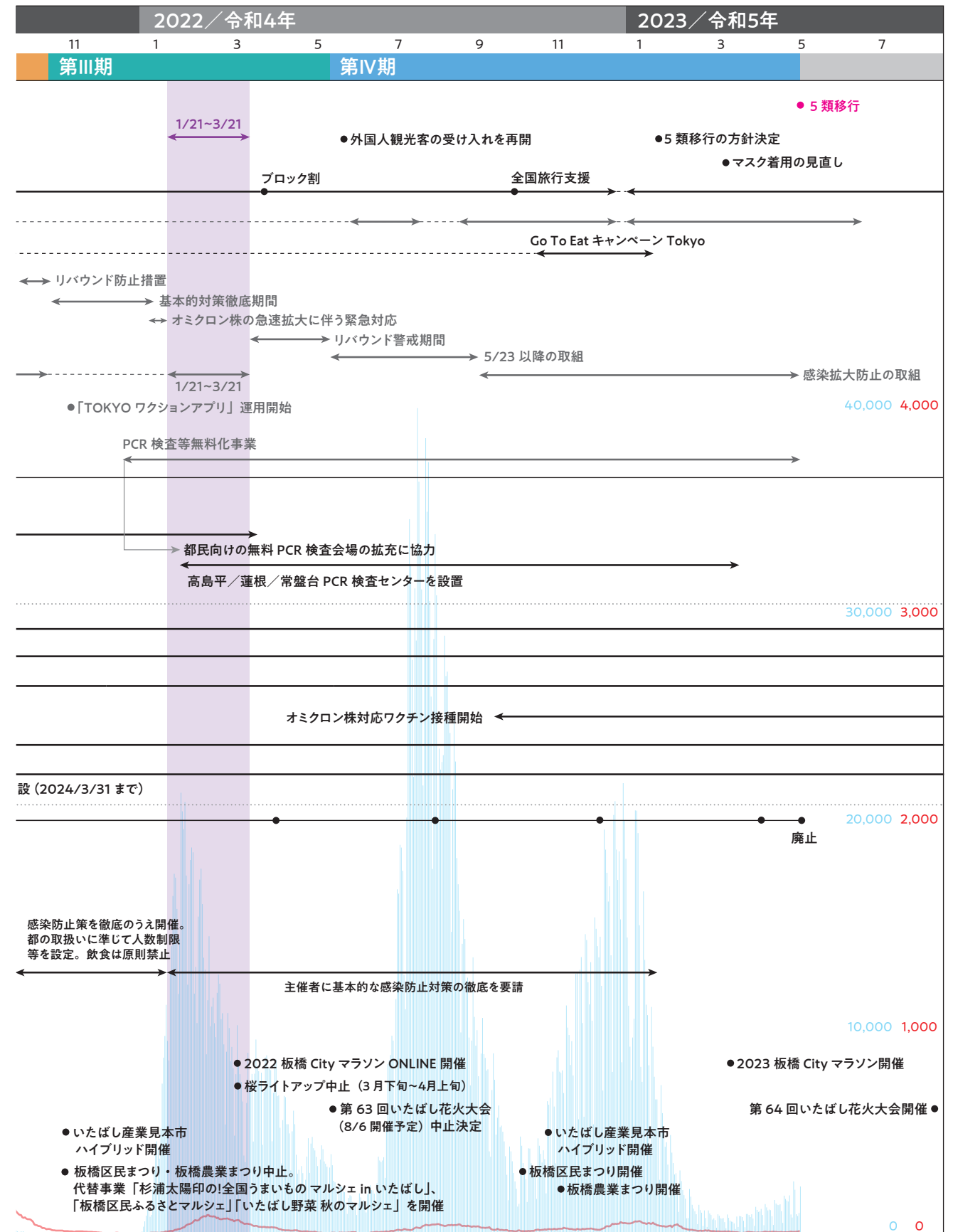
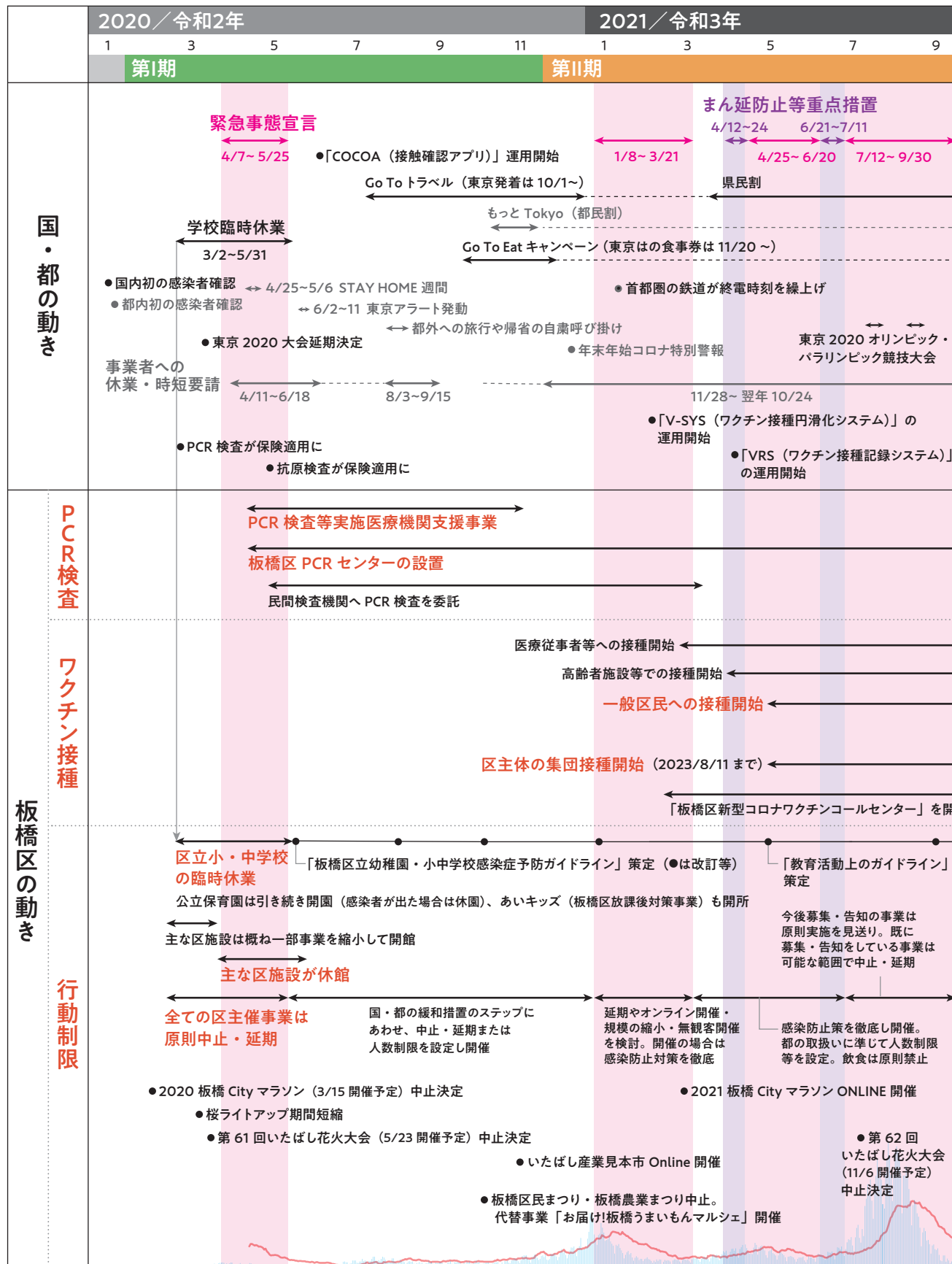
【図5】「自宅療養者医療サポート事業」全体の流れ

---

## 2 節

---

### 感染拡大防止対策



# ① PCR検査

新型コロナ感染症の拡大や医療のひっ迫を防ぐために広く行動制限が施されてきましたが、それと同時に、感染の有無を確認できるPCR検査体制の確保が必要となりました。新型コロナの感染拡大初期は、感染の疑いのある方は、保健所に紹介された医療機関でPCR検査を実施する流れでした。その後、新型コロナの感染拡大が長期化し、区民からのPCR検査実施の要望も高まってきたことから、さらなる感染の拡大を防止し、区民の不安を払拭するため、新型コロナ患者の早期発見を目的とした検査体制の拡充が必要となりました。区は検査件数を増加させるため、PCR検査に関する支援等を実施し、地域の検査体制を強化していきました。

## 第Ⅰ期 第Ⅱ期

### PCR検査実施医療機関への支援

2020（令和2）年4月28日、区は「**板橋区PCR検査等実施医療機関支援事業**」を開始し、PCR検査等を実施している区内の医療機関に対して支援金の助成や、検査に必要な物品（防護服、手袋、マスク、フェイスシールドなど）を配布しました。同年3月6日からPCR検査が健康保険適用になっていたことも追い風となり、多くの区内医療機関からPCR検査と発熱外来受付対応の協力を得ることができました。

## 第Ⅰ期 第Ⅱ期 第Ⅲ期

### 板橋区PCRセンターの開設

2020（令和2）年4月28日、急増するPCR検査の需要に対応するため、区は「**板**

**橋区PCRセンター**」を開設しました。センターの運営は板橋区医師会へ委託し、週に2～3日のPCR検査（検体採取）を実施。区内医療機関が実施するPCR検査と合わせて、1日100件程度の検査ができる体制を整備しました。この板橋区PCRセンターは2022（令和4）年3月31日まで設置しました。

## 第Ⅰ期 第Ⅱ期

### 民間検査機関へのPCR検査の委託

区内で採取した感染の疑いのある方の検体について、当初より東京都健康安全研究センターへ検査依頼を行っていましたが、検査数の増加に伴い、結果の判定までに日数を要していました。そこで、区は、2020（令和2）年5月1日から民間検査機関に検査を委託することにより、判定に要する日数の短縮を

図りました。これにより、最短で翌日に検査結果が判定できるようになり、迅速かつ適切な医療・感染症対策を行うことが可能となりました。

## 第Ⅲ期 第Ⅳ期

### 区の公共施設を活用した無料PCR検査会場を開設

新型コロナウイルスは変異を重ね、2022（令和4）年に入ると感染力の強いオミクロン株が急拡大しました。この状況に対応するため、東京都はPCR検査の無料化事業を開始しました。これを受けて区は、都が実施している「PCR等検査無料化事業」の登録事業者に対して、新たに区の公共施設を提供することで、区民向けの**無料のPCR検査会場の拡充に協力**しました。板橋区PCRセンターは2022年3月31日で廃止になり、以後、区の施設で実施されるPCR検査は、これらのPCR検査会場で行われました。

区と協定を結んだ登録事業者は、川崎重工業株式会社と株式会社PROUMEDの2社。会場は2022年2月上旬から「高島平PCR検査センター（旧高島第七小学校）」、「蓮根PCR検査センター（旧植村冒険館）」の2か所で実施し、7月から「常盤台PCR検査センター（旧板橋土木事務所）」が加わり、「高島平PCR検査センター」は高島平駅西口自転車駐車場横に会場を変更し実施しました。いずれの検査会場も廃止施設等を活用し、人の交差などを極力避けることで、検査を受ける方や近隣住民の安心安全に配慮しました。

## PCR検査等実施医療機関への支援

2020（令和2）年4月28日、板橋区は区内医療機関が行うPCR検査等への支援を開始。独自にPCR検査等を実施している、または実施予定の医療機関に対し、支援を行いました。

### ● 支援内容

PCR検査・抗原検査・その他新型コロナウイルス感染症にかかわる検査実施に対し、実績に基づき支援

金を交付。併せて、防護服・手袋・マスク・目の防護具・検体採取容器など、PCR検査等で必要とされる物品を配布

### ● 対象期間

実施日が2020年2月1日から2021（令和3）年3月31日までの検査等が対象

※ PCR検査体制の拡充という本来目的を達成したため、2020年11月をもって事業終了

## 板橋区PCRセンターの開設

区は急増するPCR検査の需要に対応するため、「板橋区PCRセンター」を開設しました。概要は以下のとおりです。

### ● 設置期間

2020（令和2）年4月28日から2022（令和4）年3月31日まで

### ● 設置場所

旧高島第七小学校

### ● 検査体制

外部と区画した検査室を設け、板橋区医師会の医師が検体採取を行う。検査結果は、かかりつけ医から本人に伝えられる。検査結果が陽性となった場合は、かかりつけ医が保健所に発生届を提出する。

### ● 予約方法

対象者のかかりつけ医がPCR検査の必要性を認めた場合、委託先である板橋区医師会の窓口へかかりつけ医が電話して予約。

### ● 開設の流れ

板橋区PCRセンターの開設にあたり、4月には、高島平地域センターで町会・自治会長を対象とした説明会を2回開催しました。その際、

・敷地内の出入りに使用するゲートを1箇所とすること

- ・検査日には、検査を実施している旨を記載した看板をゲートに貼り出すこと
- ・来所者の交通手段は自動車のみとすること
- ・検査対象者に対して、検査前及び検査後の周辺店舗や施設等の立ち入り禁止の徹底を依頼することを取り決め、近隣住民の安心・安全に配慮した体制を整えました。

板橋区PCRセンターの開設前に、会場となる旧高島第七小学校では、来所者が検査室へ円滑に移動するための外周工事を実施。出入り口として指定されていた北門から校庭間の道幅を拡張して車両が通れるように舗装を改修し、校庭に壁を設置して迷わず検査室へ向かえる動線を設置するなど、来所者のスムーズな移動を実現するための準備を行いました。

検査室内には、HEPAフィルタ付簡易陰圧室構造の検査室や、集塵機を設置。防護服で作業する医師の暑さ対策のため、エアコンを増設しました。検査室は一方通行とし、室内を汚染区域・準汚染区域・清潔区域に分けたうえで、それぞれのエリアに立ち入りできる人を服装で区別するなど、空気の混在やウイルス付着を防止するための管理が行われました。



【写真1】PCR検査センターの入り口



【写真2】ビニールカーテンで仕切られたHEPAフィルタ付簡易陰圧室構造の検査室

## 区の公共施設を活用した無料PCR検査会場

2022（令和4）年2月から、板橋区は、東京都都民を対象に実施する「PCR等検査無料化事業」の登録事業者に対して、区の公共施設を提供し、無料PCR検査会場の開設に協力しました。開設にあたっては、町会等を対象とした説明会を開催し、PCR検査会場の必要性について近隣住民からの理解・協力を得て各会場を開設しました。

区と協定を結んだ登録事業者の川崎重工業株式

会社は、高島平PCR検査センター（旧高島第七小学校）・蓮根PCR検査センター（旧植村冒険館）・常盤台PCR検査センター（教育科学館横 新常盤児童遊園）・高島平PCR検査センター（高島平駅西口自転車駐車場横）の4会場を運営。もうひとつの登録事業者の株式会社PROUMEDは、常盤台PCR検査センター（旧板橋土木事務所）の運営を実施しました。



【写真1】高島平PCR検査センター（旧高島第七小学校）



【写真2】蓮根PCR検査センター（旧植村冒険館）

会場	高島平PCR検査センター 【旧高島第七小学校】	蓮根PCR検査センター 【旧植村冒険館】	常盤台PCR検査センター 【教育科学館横 新常盤児童遊園】	高島平PCR検査センター 【高島平駅西口自転車駐車場横】	常盤台PCR検査センター 【旧板橋土木事務所】
場所	高島平三丁目13番3号	蓮根二丁目21番5号	常盤台四丁目14番1号	高島平八丁目2番1号	常盤台三丁目27番1号
事業期間	令和4年2月4日～ 令和4年4月24日（80日間）	令和4年2月8日～ 令和5年3月31日（417日間）	令和4年7月21日～ 令和5年3月31日（243日間）	令和4年7月15日～ 令和4年8月31日（48日間）	令和4年2月21日～ 令和4年3月21日（29日間）
実施時間	（平・土日祝） 11:00～17:00	（平・土日祝） 9:30～13:00、14:00～16:30	（平・土日祝） 10:00～16:30	（平・土日祝） 12:00～18:30	（平・土日祝） 11:00～17:00
受検方法	事前予約制・当日予約制	事前予約制のみ	事前予約制・当日予約制	事前予約制・当日予約制	事前予約制・当日予約制
総検体（1日平均）	4,097件（51件）	23,310件（56件）	13,722件（56件）	6,220件（129件）	1,641件（57件）
陽性件数（陽性率）	349件（8.5%）	1,976件（8.5%）	1,702件（12.4%）	859件（13.8%）	183件（11.2%）

【図1】公共施設を活用したPCR検査センターの実績一覧

## ② ワクチン接種

国民全体が感染防止対策の徹底を求められる中、国が主導となり、都道府県と区市町村が協力して、迅速に多くの国民への予防接種をめざすこととされました。時期や規模なども全く不確定であった予防接種業務を2、3か月のうちに準備・実施することが全国の区市町村に求められ、これまで他の予防接種では経験したことの無いスピードによる対応が必要とされる中、板橋区は他の自治体よりも早期に、高い接種率を達成することができました。ここでは、区を挙げて未知の業務に挑戦してきたワクチン接種の実施概要と、そこで得られた知見を取りまとめます。

### 第Ⅱ期 第Ⅲ期 第Ⅳ期

感染拡大防止の切り札として、早期からワクチンが求められ、研究開発が急がれていました。2021（令和3）年2月14日に、ファイザー社製のワクチンが薬事承認され、同月17日から医療従事者などへの先行接種が開始されました。5月21日には、モデルナ社製ならびにアストラゼネカ社製のワクチンが新たに薬事承認されました。

### ワクチン接種体制の概略

新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種として位置付けられ、厚生労働大臣の指示のもとで期間を指定し、区市町村を実施主体として開始されました。迅速かつ確実な接種を実施するため、ワクチンの分配量・配送・接種実績を全国で一括管理する必要があったことから、国はクラウド上に情報伝達・共有を行うシステム「V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）」を構築しました。こ

のシステム上で、国が都道府県のワクチン分配量を決定し、都道府県が区市町村の分配量を、区市町村が各医療機関の分配量を決定し、各医療機関に配送する——といった一連の管理が行われました。区は、この国のシステムを使って、ワクチンの確保・配送・接種促進・接種実績の報告を行いました。

### 接種期間と対象

区では、一般住民向けの接種を2021年5月15日から実施しました。当初は、2022（令和4）年2月末までが接種期間とされていましたが、期間延長が繰り返され、2024（令和6）年3月現在の接種期間は、同年3月31日までとなっています。当初は、16歳以上を接種対象として始まりましたが、12歳以上、5歳～11歳と対象を順次拡大し、生後6か月以上の乳幼児までを接種対象としています。

### 〔板橋区の一般住民向け接種〕

- ・16歳以上 2021年5月15日開始
- ・12歳以上 2021年8月10日開始
- ・5歳以上 2022年2月25日開始
- ・6か月以上 2022年11月8日開始

### 接種回数

当初は2回接種で完了する予定でしたが、数度にわたる追加接種を実施し、2024年3月31日までに、最大7回までの接種が可能となっています。

### 接種の優先順位

初回接種（1・2回目接種）では、国が優先順位を定め、医療従事者や高齢者から接種を開始しました。また、基礎疾患のある方は、年代を問わず優先接種の対象となりました。

### 接種費用

国が全額負担するため、自己負担は発生しません。（～2024/3/31まで）

### ワクチン接種体制

ワクチン接種全体の流れは、

- ・各医療機関・接種会場への分配量の決定
  - ・各医療機関やコールセンターでの予約受付
  - ・配送
  - ・接種の実施
  - ・接種実績の登録
  - ・次のワクチン確保
- となっています。

ワクチンの在庫と分配は、国が構築した「V-SYS」にて一括管理し、区市町村が接種会場の情報・各医療機関への分配量を

登録し、卸業者が配送結果を登録します。このシステムで、全国的なワクチン分配のコントロールが可能となりました。

また、接種実績を登録するため、デジタル庁が「VRS（ワクチン接種記録システム）」を構築し、区市町村と各接種会場に配備しました。個別接種を含む各接種会場では、事前に配布された専用のタブレット端末を用いて、接種会場名・接種医師名・使用したワクチン等を登録するとともに、被接種者の接種券のバーコードを読み込むことで、即座にVRSに接種記録が登録される仕組みになっています。これにより、リアルタイムでシステムに各個人の接種記録が反映され、各区市町村の接種実績を把握できるようになりました。



## ワクチン接種の予約体制

板橋区は、接種予約等の相談に対応するため、2021（令和3）年3月1日に「板橋区新型コロナワクチンコールセンター」を開設しました。しかしながら、国によるワクチンの確保が大幅に遅れたため、実際の予約受付開始は、同年5月のゴールデンウィーク明けとなりました。

ワクチン接種の予約方法は、コールセンター、インターネット、各医療機関で分散して予約を受け付ける体制を取りました。

### 1 各医療機関へ直接予約（電話等）

大多数の医療機関は、この方法を採用

### 2 板橋区新型コロナワクチンコールセンター

区の集団接種会場と一部の医療機関の予約

・受付時間——9時～18時、週7日

・回線数——毎日60回線

（2021年7月から、平日：60回線、土日祝：40回線に）

### 3 インターネット（板橋区新型コロナワクチン接種予約サイト）

区の集団接種会場と一部の医療機関の予約

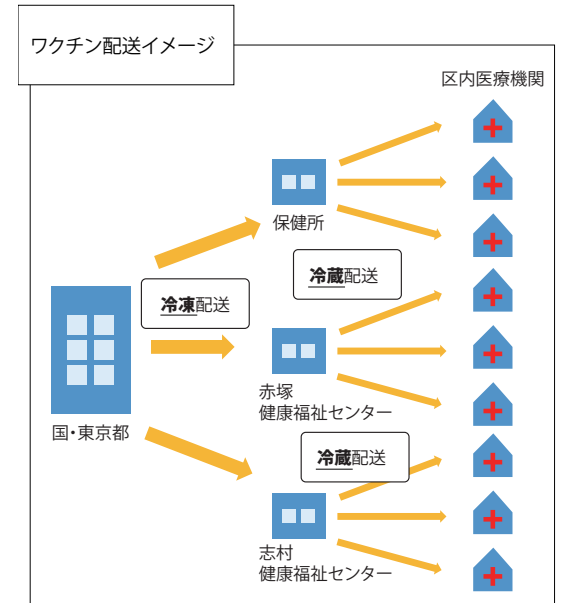
コールセンターは常時60回線を設置し、初回接種のピーク時（2021年5～6月）にはこれに加え、保健所地下講堂に20回線を設置し、区職員が対応しました。

★2021年5月の予約開始時にコールセンターとインターネットで用意した約4,200の予約枠は、高齢者を対象者としたものであることを踏まえ、全体の約3分の1をインターネットに、残りの約3分の2をコールセンターに配分しました。インターネットの予約枠は、予約開始直後に全て埋まりました。コールセンターにも申し込みが集中して回線が繋がりにくい状態が続き、予約枠は当日中に埋まりました。受付開始当初は、国から区に供給されるワクチンが不足していたため、自衛隊東京大規模接種センターや東京都の大規模接種会場など、区外の接種会場の利用も積極的に案内しました。

## 発注と配送

各医療機関は、希望する量のワクチンを「V-SYS」または「板橋区ワクチン受注窓口」を通じて発注します。区は注文を取りまとめ、各医療機関への配分を決定し、区内3拠点から、各医療機関へワクチンを冷蔵で配送しました。

早急に優先接種を実施する必要があった医療従事者向けのワクチンは、区職員が拠点となる病院に向いて、小分け・配送業務を病院の職員と協力して実施しました。区内3拠点からの配送ルートについては、各拠点から3経路ずつ近隣医療機関への経路を策定し、計9経路からなる配送網を整備しました。当初はワクチン解凍後の冷蔵保管期限が5日間であったため、週2回（金曜と翌週月曜）配送しましたが、その後保管期限が延長されたため、2022（令和4）年1月以降は、隔週で配送することとしました。



## ワクチンの配送体制

### 超低温冷凍庫の配備

ファイザーワクチンを一定期間保管するには、-75℃の超低温冷凍庫（ディープフリーザー）により保管する必要があります。この冷凍庫は、希望に基づいて国から無償提供されており、板橋区では保健所、赤塚・志村健康福祉センターのほか、集団接種会場や区内医療機関に計24台を配備しました。

また、モデルナワクチンについては-20℃での保管が必要であるため、別途、冷凍庫が国から提供され、保健所や区内医療機関に配備しました。

### 配送拠点の整備

各医療機関における個別接種を円滑に進めるため、超低温冷凍庫を配置した保健所、赤塚・志村健康福祉センターの3か所を、区内医療機関へのワクチン配送拠点としました。配送拠点には冷凍庫のほか、ワクチンとともに支給される注射針やシリンジ、個別配送に際しワクチンのバイアル（小瓶）を収納するバイアルコンテナや、持ち運びに使用する保冷バッグを、区が全ての協力医療機関分を購入し、保管しました。

## ワクチン接種の場の確保

板橋区におけるワクチン接種は、区内343の医療機関における個別接種と、集団接種会場で実施しました。その他に、区外の接種会場も活用したほか、4区合同で東京ドームに集団接種会場を設置しました。

### 区内の接種会場

- ・集団接種会場（12会場）
- ・個別接種（区内343の協力医療機関）
- ・高齢者施設・障がい者施設
- ・職域接種

### 区外の接種会場

- ・自衛隊東京大規模接種センター（大手町）
- ・東京都の大規模接種会場（都庁等）
- ・東京ドーム接種会場（港区・新宿区・文京区・板橋区の4区合同で実施）

## 集団接種会場の設置と運営

接種機会の充実を図るため、2021（令和3）年5月15日から、板橋区が主体となり集団接種を実施しました。

### 会場の確保

接種会場には、区施設を活用しました。中央図書館跡地や旧板橋第九小学校、旧蓮根高齢者在宅サービスセンターなど、その時点で使用していない施設を中心とし、その他の会場は、接種のピークに合わせて使用しました。

★健康福祉センターや地域センターなどの会場では、土日集団接種会場として使用。翌月曜午前中に撤収し、平日は施設が通常利用され、金曜夕方まで再設営という方法を採用しました。先行きが見通せなかったため、中央図書館跡地など、運営日時を融通しやすい廃止施設を主軸としました。

### モデルナワクチン専用集団接種会場の設置

接種開始当初は、ファイザーワクチン接種との混同を避けるため、モデルナワクチン専用の接種会場を設ける必要がありました。区では、旧蓮根高齢者在宅サービスセンターと志村コミュニティホールを専用会場として、2021年7月初めに新規開設することで、モデルナワクチンを確保し、既存の集団接種会場と並行して接種を推進しました。

★ワクチンは複数の種類が開発され、国が使用を認めたワクチンを最大限活用して、接種を進めました。現に、ファイザーワクチンの供給が一時途絶えた時も、その状況を医療機関や区民へ正しく伝え、在庫のあるモデルナワクチンを利用してもらうことで、円滑な接種を継続することができました。

### 接種の担い手確保

ワクチン接種は、医師もしくは医師の指導のもと看護師のみが行うことができます。医師が問診を、看護師が接種を行い、薬剤師が薬液の充填や経過観察などの補助業務にあたりました。

集団接種会場	運営期間			
	1・2回目接種	3回目接種	4回目接種	R4秋接種～
赤塚健康福祉センター	R3.5.15～R3.8.1	—	—	—
志村健康福祉センター	R3.5.15～R3.8.1	—	—	—
中央図書館跡地	R3.5.17～R3.9.28	R4.2.1～R5.8.31		
高島平区民館	R3.5.17～R3.6.30	R4.2.15～R4.3.29	R4.7.21～R4.8.29	—
旧板橋第九小学校	R3.5.18～R3.10.31	—	—	—
旧蓮根高齢者在宅サービスセンター	R3.7.3～R4.8.28			—
志村コミュニティホール	R3.7.5～R3.8.30	—	—	—
徳丸ふれあい館	—	R4.2.2～R4.3.31	—	—
グリーンカレッジホール	—	R4.2.1～R4.4.28	—	—
仲町地域センター	—	R4.2.7～R4.4.30	—	—
下赤塚地域センター	—	R4.2.9～R4.3.27	R4.7.22～R4.8.14	—
東京ドーム（板橋区枠）	R3.10.4～R3.11.18	R4.3.3～R4.5.26	—	—

【図1】板橋区の集団接種会場とその運営期間

### ● 医師会、薬剤師会、区内医療機関

2021年5月から7月まで、赤塚・志村健康福祉センター会場、板橋区医師会が調整した医師・看護師、板橋区薬剤師会が調整した薬剤師が、予防接種業務に従事しました。7月以降、医師会や各医療機関については、個別接種に注力するため、集団接種への協力依頼を縮小していきました。

### ● フリーランスの医師、看護師

2021年7月から開設した旧蓮根高齢者在宅サービスセンター会場では、フリーランスの医師・看護師を配置。以降は、この方法を各会場で採用していきました。

### 会場運営

接種が始まった2021年5・6月は、全庁的な応援体制のもと、各会場に区職員を配置し、受付や誘導・接種済証の交付を行いました。様々な部署の職員の経験・知識を取り入れ、効率的で安全な運営のノウハウを短期間のうちに積み上げました。安定した会場運営を行えるようになった後は、人材派遣を活用し運営しました。

★区職員による会場運営で蓄積されたノウハウを生かして人材派遣を活用しながらも、予防対策課職員1名を各会場に配置して、各会場間と保健所の情報共有を密にし、万全なバックアップ体制のもと運営を行いました。

集団接種会場	協力医療機関
赤塚健康福祉センター	板橋区医師会、薬剤師会
志村健康福祉センター	板橋区医師会、薬剤師会
中央図書館跡地	愛誠病院、フリーランス
高島平区民館	日本大学医学部附属板橋病院、高島中央総合病院、フリーランス
旧板橋第九小学校	豊島病院、日本大学医学部附属板橋病院
旧蓮根高齢者在宅サービスセンター	フリーランス、帝京大学医学部附属病院、愛誠病院
志村コミュニティホール	板橋中央総合病院
徳丸ふれあい館	フリーランス
グリーンカレッジホール	愛誠病院
仲町地域センター	帝京大学医学部附属病院、豊島病院、フリーランス
下赤塚地域センター	フリーランス

【図2】板橋区の集団接種会場とその協力医療機関

## 高齢者施設、障がい者施設等での接種

高齢者施設や福祉園などの障がい者の通所施設、入所施設に対しては、施設毎に接種希望を取りまとめ、必要な量のワクチンを施設もしくは提携医療機関へ優先的に配送し、一般住民に先行して2021年4月20日から接種を開始しました。

施設分類	施設数	(令和3年4月時点)	
		入所者数	従事者数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	18	2,112	2,336
介護老人保健施設	9	1,123	845
介護療養型医療施設・介護医療院	5	394	383
特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス）	57	2,743	1,948
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	27	404	396
都市型軽費老人ホーム	7	60	19
サービス付き高齢者向け住宅	25	770	394
合計	148	7,606	6,321

【図1】接種を実施した区内の高齢者施設

# 医療従事者・エッセンシャルワーカー・ 職域接種

国の方針により、医療従事者は最優先で接種することとされ、板橋区では、2021（令和3）年3月に超低温冷凍庫のある病院へワクチンが配送され、先行して医療従事者の接種を開始しました。

超低温冷凍庫を配置していない医療機関についても、4月中旬にワクチンを配送し、5月末までには概ね、1・2回目の接種を完了することができたほか、歯科医師・薬剤師についても、医師会の協力のもと、5・6月に1・2回目の接種を実施することができました。

また区では、日常生活維持のために不可欠な職種に従事する、エッセンシャルワーカーへの優先接種も行いました。5月初旬には、日本大学医学部附属板橋病院の協力のもと、消防署・救急隊職員への優先接種を実施しました。このほか、保健所機能を維持するため、保健所職員に対しても、同年5月から6月にかけてワクチン接種を実施しました。

初回接種時には、ワクチン接種に対する地域の負担を軽減し、接種を加速するため、企業や大学などにおいて職域単位で接種を実施することが、国から求められていました。こうした流れの中、区役所が一つの「企業」として職域単位での接種を実施することも可能であったため、一般住民接種用とは別にワクチンを確保し、同年6月から9月にかけて、職域接種を実施しました。

対象	接種者数	所管課
保育園・児童館等	1,911	保育サービス課・子ども政策課
幼稚園	237	学務課
あいキッズ	184	地域教育力推進課
高齢者施設等従事者	801	介護保険課・障がいサービス課
清掃事務所等	208	資源循環推進課
区内商店街等	928	産業振興課
オリパラ従事者	61	スポーツ振興課
低層階窓口職員	51	長寿社会推進課
合計	4,381	

【図1】職域接種における接種者数

★区の施設内の感染リスクを軽減し、区民や関係者の安心・安全を守るため、一般住民への接種と並行して、区職員等への接種を実施しました。

# 職員体制

## 接種準備期

通常時、区で感染症対策を担当する部署は「予防対策課」となりますが、ワクチン接種に迅速かつ的確に対応していくため「予防接種担当課長」と「ワクチン接種調整担当部長」を新設。人事異動や兼務対応、全庁的な応援職員などの調整も図りながら、職員体制を整備していきました。

### ●2020（令和2）年12月21日

保健所に「予防接種担当課長」を設置。課長1名、兼務職員2名、予防接種係5名体制に。

### ●2021（令和3）年1月29日

「ワクチン接種調整担当部長」を設置したうえで、「予防接種担当課長」を2名体制に増員。（うち1名は、4月1日付で「ワクチン接種調整担当課長」に名称変更）

## 接種実施期

### ●2021年4月

予防接種係に兼務職員を追加で配属。

### ●2021年5月、6月

予防接種係に兼務職員をさらに追加し、20名を超える職員体制を整備。

### ●2021年9月以降

接種のピークを越えたこの時期から、順次兼務発令を解除して人員を縮小。全庁的な兼務発令は9月末まで、健康生きがい部内の兼務は10月末で終了。

## 感染拡大期

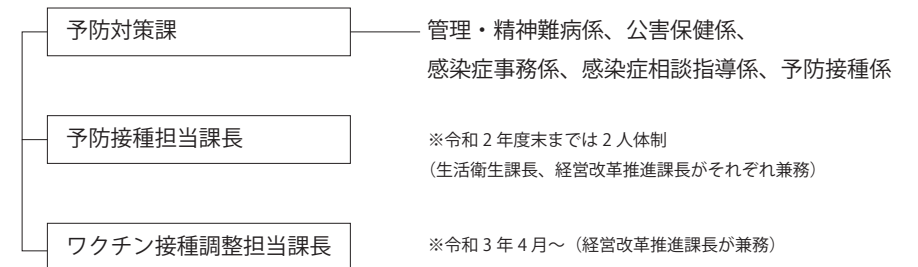
### ●2022（令和4）年4月

感染者数の拡大に対応するため、「予防対策課」から「感染症事務係」・「感染症相談指導係」を切り離し、新たに「感染症対策課」を新設しました。

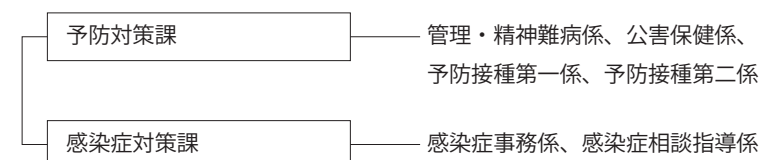
さらに「予防対策課」内に、従前の「予防接種係」に加え、「予防接種第二係」を設置し、係長を含む11名に職員を拡充して事業を継続しました。これに伴い、「予防接種担当課長」は解消しました。

健康生きがい部内の応援職員は、4回目の接種実施に合わせ、6月中旬から約2か月間、週替わりで1名が業務に携わりました。

### ○令和2年12月～



### ○令和4年4月～



【図1】保健所の体制強化に伴う組織改正

# ワクチン供給と分配

## ワクチン配送量のきめ細かな調整

新型コロナワクチンは、保存期間等の取り扱い手順が従来のものより厳密だったほか、当初は供給の見通しが非常に限定的だったこともあり、各医療機関への配送も、限られた在庫の範囲で行う必要がありました。2021（令和3）年5月上旬までは、各医療機関が1か月以上前に区へ希望数を注文すると、それ以上のワクチンを追加で配送することができず、柔軟な対応が難しい状況が続いていました。

5月中旬以降、国からのワクチン供給数が増え、区のワクチンの在庫が全くないという状況ではなくなりました。接種を効率的に進めるためには、保健所で余分な在庫を抱えずに、医療機関に1本でも多く、迅速にワクチンを配送する必要がありました。そこで区は、各医療機関からワクチンの注文を受け付けた後に、接種予約が増えたり接種が予定より早く進んだ場合には、配送日の直前まで追加の発注を受け付けることにしました。各医療機関からは、追加の配送希望の連絡が日々寄せられ、その度に区職員が配送数の調整を行いました。このような対応により、国から入荷したワクチンは、最短で入荷の翌々日に各医療機関に配送することができました。

★1本でも多く接種を進めるための日々の積み重ねが、区全体で接種実績を大幅に増加させることにつながりました。

## 接種の管理システムとワクチン確保

政府の方針として、  
 ・高齢者初回接種を2021年7月末までに完了すること  
 ・全国で1日あたり100万回の接種をめざすことが示されました。そのうえで、ワクチン接種のスピードが速い自治体に、多くワクチンを配分することとされました。具体的には、VRSに登録した接種回数を基に、接種実績が大きい自治体（＝手元に残っているワクチンの在庫が少ない自治体）に対し、次回以降のワクチンをより多く配分するという方策が採られました。そのため、区内医療機関では、接種実績のVRSへの登録を接種当日に行うことを徹底し、接種記録を遅れることなく反映させました。

また、接種開始当初の2021年3月から5月に先行して接種した医療従事者用の予診票にはバーコードがついておらず、VRSの専用タブレット端末で読み取るのではなく、予診票を1枚ずつ見ながら、行政専用のインターネット回線を経由して登録する必要がありました。区では、保健所へ毎日に提出される予診票の手入力業務を行い、2か月ほどで約3万人（約6万回接種分）の医療従事者分の接種記録を登録しました。

★接種記録をリアルタイムで国のシステムに登録することで、区の接種が順調に進んでワクチンの在庫が減っている状況を国に正確に伝えることができ、必要なワクチンを追加で確保することができました。

# 接種実績

## 1・2回目接種

2021（令和3）年5月のゴールデンウィーク明けに、75歳以上を対象に接種券を発送して予約を開始しましたが、ワクチン供給量が少ない中、接種希望は非常に多く、予約が困難な状況がしばらく続きました。その後、モデルナワクチンを含め次第にワクチンの供給量が増加し、接種可能数が増加したことなどにより、6月中旬以降は、順調に接種実績を積み重ねることができました。

この時期に、板橋区では東京23区でもトップクラスの接種率を達成するとともに、当初目標の高齢者への接種を、7月末までにおおむね完了することができました（高齢者接種率：約82%）。

その後も10月中旬までは、予約枠がすぐに埋まる状態が続きました。

## 3回目接種

2021年9月末に概要が示され、12月から医療従

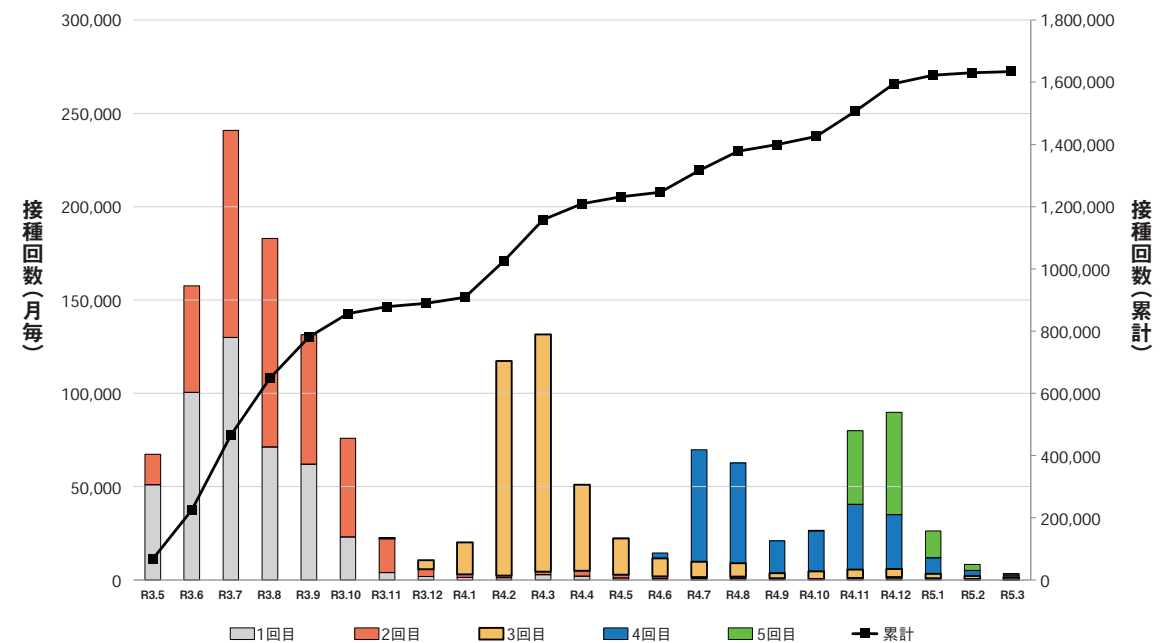
事者への接種を開始しました。2022（令和4）年1月中旬から高齢者の接種を開始し、2・3月に接種のピークを迎えました。

## 4回目接種

2022年4月に概要が示され、5月から高齢者と基礎疾患のある方への接種を開始しました。7月下旬に予約希望数がピークを迎え、9月以降、区の集団接種会場を中央図書館跡地の1会場としました。

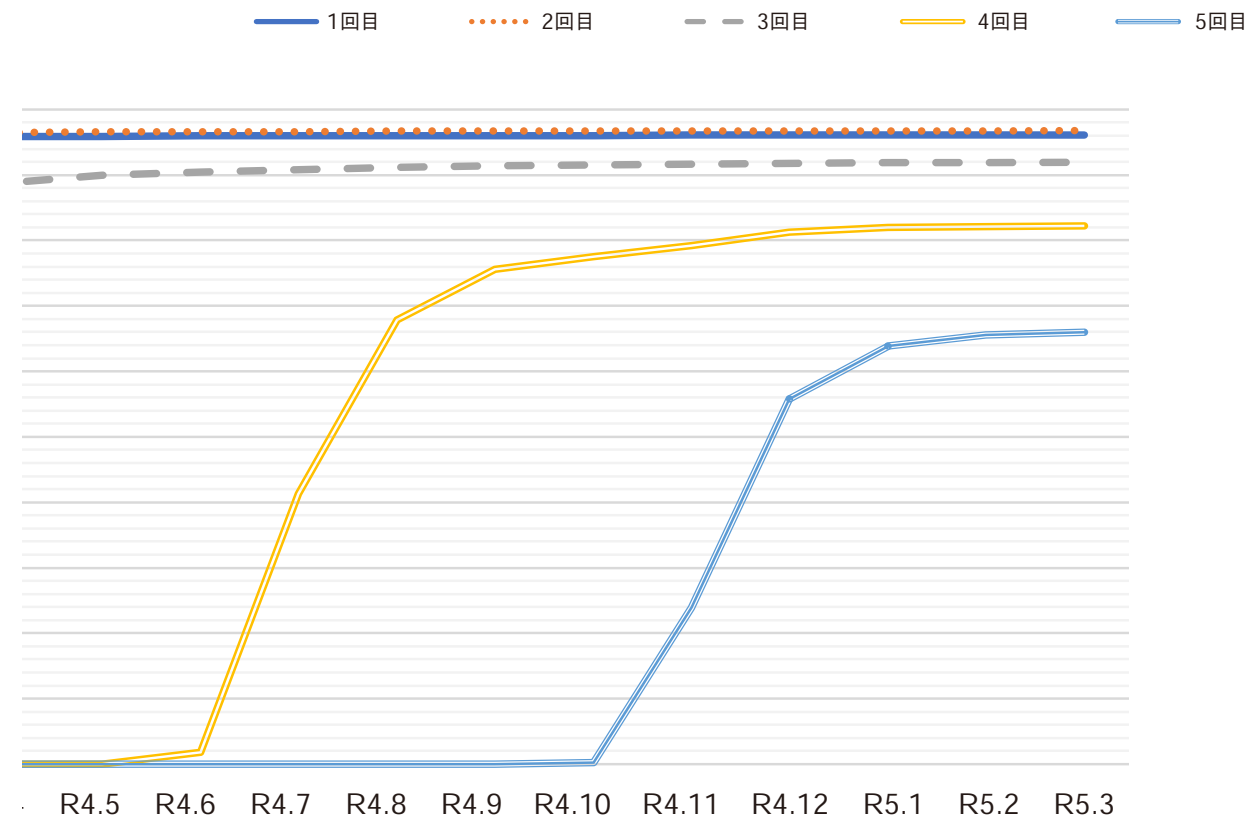
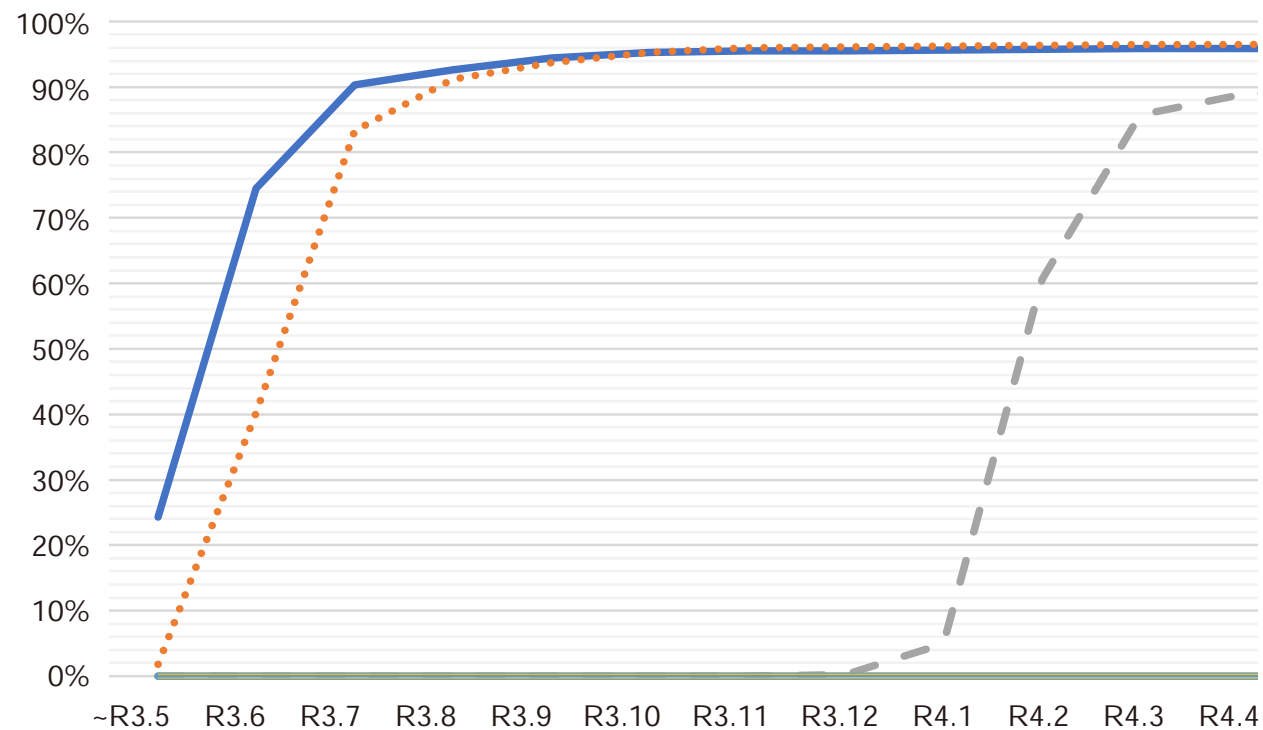
## 5回目接種

2022年9月、新型コロナウイルス変異株にも対応した2価ワクチンが薬事承認され、このワクチンを使用した2022年秋接種を開始しました。季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されたことなどにより、10月後半から12月中旬まで、予約枠がすぐに埋まる状況が続きました。

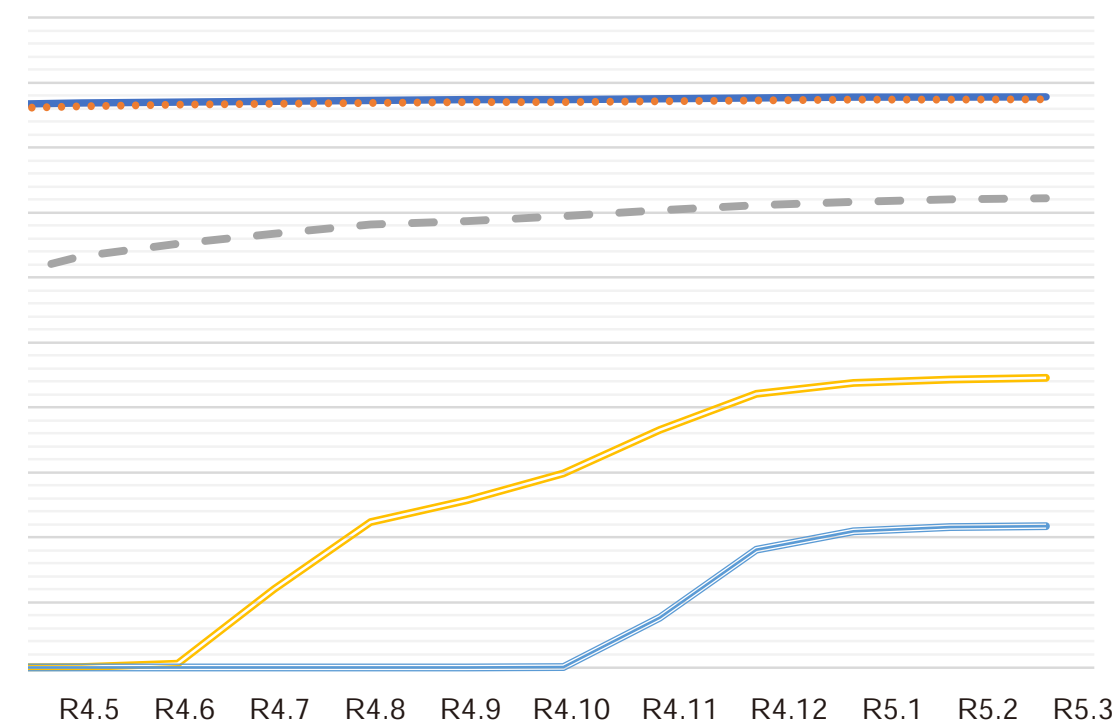
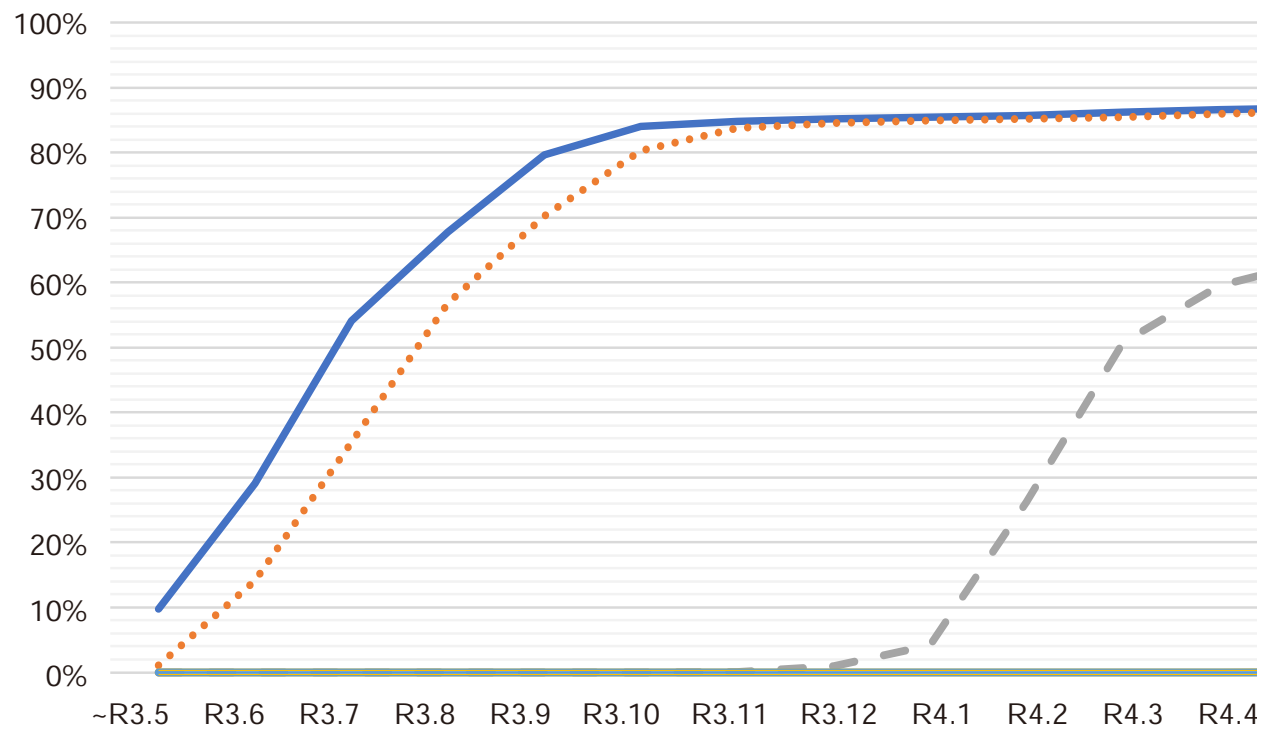


【図1】板橋区における接種回数の推移

【65歳以上】月別接種率



【全年齢】月別接種率



## ③ 行動制限

第I・II期では、感染者数が増え、医療ひっ迫の可能性が高まるごとに、政府は都道府県単位で「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用を実施しました。集団感染のリスクを高めるとされた、3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避が呼びかけられ、東京都では施設使用やイベント開催の制限、飲食店への営業時間の短縮、外出自粛の要請による人流の抑制が行われました。しかし、ワクチン接種やPCR検査の体制が拡充した第III期以降は、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた動きが加速し、重症化リスクのある高齢者などへの感染防止に重きを置いた対策へとシフトしました。

### 第I期

#### 学校は一斉臨時休業、 イベントは相次いで中止

感染拡大の初期段階であった2020（令和2）年2月下旬に、政府は感染拡大の予防的措置として、不特定多数の人が集まるイベントの開催中止、公共施設の利用停止、学校の臨時休業などの要請を出しました。板橋区でも区立小学校・中学校・幼稚園は休業 [p.80 参照]、屋内スポーツ施設などは利用休止とし、毎年3月に開催される板橋 City マラソンなど、全ての区主催イベントは原則中止となりました [p.82 参照]。また、文化会館等で開催予定の講座や公演などの多くも、中止あるいは延期となりました。

一方で、企業などにおけるテレワークの普及が進んでいなかったことから、保育園は引き続き開園（感染者が出た場合は保健所との協議により休園）し、**あいキッズ**（板橋区版放課

後対策事業）は小学校低学年の児童を対象に限定して開所 [p.80 参照] するなど、子育て支援サービスの一部は継続。また、図書館では予約した資料の受け取りや返却のみ実施するなど、サービスを限定しながら開館した施設もありました。

区役所は通常通り開庁しましたが、年度末の繁忙期にあたり、ソーシャルディスタンス確保のサイン表示を行うとともに、距離を確保した待合椅子等の配置、執務室や待合スペースの定期的な窓開け換気などを実施。また、区公式ホームページに「区役所に来庁せずにできる手続きについて」のページを作成するなど、来庁者数を抑える取組も実施しました。

3月下旬には、都が同年夏に開催予定であった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の延期を発表。区でも、第61回いたばし花火大会（5/23開催予定）の

中止を決定しました。

#### 初の緊急事態宣言。 徹底した人流抑制

様々な感染拡大防止策を講じたにも関わらず、国内の感染者数は急激に増加し、国は4月7日、都を含む7都府県を対象に、初の「緊急事態宣言」を発出 [p.78 参照]。人と人との接触の「最低7割、極力8割削減」をめざし、テレワークの推進などによる外出の自粛、ライブハウスやスポーツジム、劇場、大型商業施設等の幅広い業種・施設への休業、飲食店への時短営業の要請など、徹底的な人流抑制が図られました。

区でも美術館や教育科学館、郷土資料館などの区内のほぼ全ての施設が休館。感染者数が徐々に減少すると、5月25日に緊急事態宣言は解除され、公共施設や学校の利用が段階的に再開されました。

イベントの実施に関しては都が開催基準を示し、徐々に人数制限が緩和されていきました。区の文化会館などでも、6月中旬から、講座や公演などが客席定員を制限のうえで再開されるようになった一方で、毎年秋に開催していた板橋区民まつり・板橋農業まつりは、不特定多数の人の来場が見込まれ、来場者や出店者等の安全確保が困難であることから、中止を決定しました。

#### 感染防止対策と社会経済活動の 両立を模索

6月中旬には、都道府県をまたぐ移動の自粛要請が全国的に緩和され、国による新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の運用も開始。「ウイズコロナ」時代に向け、

感染予防と社会経済活動を両立する「新しい生活様式」の実践例が示される中、一時は平均5割を超えていた企業のリモートワーク実施率は縮小傾向となり、都の飲食店への営業時間短縮要請も取りやめになりました。7月下旬からは、国が国内観光の需要を喚起する「Go To トラベル事業」を開始しました。

しかし、緊急事態宣言の解除に伴うリバウンドにより、感染の第2波のピークが到来。緊急事態宣言は発出されず、都による酒類を提供する飲食店などへの時短営業、都外への旅行や帰省の自粛要請にとどまりましたが、東京2020大会で盛り上がるはずであった夏休みシーズンは、大きな賑わいもなく過ぎ去りました。

9月に入り第2波の収束が見えてくると、徐々にイベント開催の規制緩和が進み、10月からは国が飲食業・農林水産業の需要を喚起する「Go To Eat キャンペーン事業」を開始。区では、**板橋区民まつり・板橋農業まつりの代替事業「お届け!板橋うまいもんマルシェ」** [p.83 参照] や、観光アプリによる非接触型イベント「ぐるっと板橋スタンプラリー」 [p.115 参照] を開催しました。

### 第II期

#### 2回目以降の緊急事態宣言では、 行動制限を緩和

2020（令和2）年11月上旬から、新規感染者数は全国的に増加傾向となり、都は11月末から酒類を提供する飲食店などへの時短営業の要請を再開するとともに、「Go To Eat キャンペーン事業」を一時停止し、都民

向け旅行支援「もっとTokyo」の新規予約も停止しました。12月中旬には、国も「Go To トラベル事業」の一時停止を決定しましたが、年末年始にかけての行事・会食・帰省の増加などにより第3波のピークが到来。年明けの2021（令和3）年1月7日には、都を含む4都県に2回目の緊急事態宣言（～3/21）が発出されました [p.78 参照]。

1回目と比較すると行動制限は緩和され、多くの飲食店・施設では感染対策を徹底し、営業時間短縮などサービスを縮小しながら営業・開館が続けられました。区では、毎年3月に開催している板橋 City マラソンを、参加者が各自で自由にコースを設定し、アプリで走行距離を計測するオンライン形式で開催 [p.82 参照]。また、同月には、医療従事者などを対象としたワクチン接種がスタートしました。

### ほぼ途切れなく続いた 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置

3月21日の緊急宣言解除直後は、年度替わりの時期にあたり、繁華街や花見の名所等で多くの人出があったことなどにより、新規感染者数が再び急増。従来よりも感染力の強いアルファ株との闘いとなった第4波が到来し、4月12日には都が「まん延防止等重点措置」の対象となりました。25日には3回目の緊急事態宣言（～6/20）に切り替わり、区内の図書館や美術館、体育館などの施設は再び休館となりましたが、それ以降のまん延防止等重点措置（6/21～7/11）、重症化リスクの高いデルタ株との闘いとなった第5波による4回目の緊急事態宣言（7/12～9/30）では、区内の多くの施設が時間短縮などサー

ビスを縮小しながら開館しました。

また、1年の延期を経て東京2020大会が開催されましたが、開催期間中は「この夏、最後のSTAY HOME」の呼び掛けのもと外出自粛が要請され、ほぼ無観客での開催となりました。2021年の東京都は、年明けから秋口まで、ほぼ途切れることなく緊急事態宣言の発出、あるいは、まん延防止等重点措置の必要がある事態に。一方で、ワクチン接種は夏から秋にかけて広く行き渡っていき、10月25日、前年11月より続いていた飲食店への時短営業要請が約11か月ぶりに解除されました。

### 第III期

#### ワクチン接種やPCR検査が普及。 行動制限は撤廃へ

2021（令和3）年11月上旬に、都による「TOKYO ワクシオンアプリ」の運用がスタートしました。スマートフォンでワクチン接種記録を提示すると、まちなかの飲食店などで特典等を利用できるサービスで、11月末の時点で、都における2回目のワクチン接種率は8割以上に達しました。区では、いたばし花火大会や板橋区民まつり等のイベントは引き続き中止となりましたが、非接触型イベントや、感染防止対策を講じた代替イベントを開催。また12月には、都が「PCR検査無料化事業」を開始し、都民が不安を抱えることなく帰省や旅行、イベント参加ができるよう、検査体制が拡充されました。

しかし年明けには、オミクロン株の急速な拡大による第6波が到来。2022（令和4）年1月半ばには、全国の新規感染者数が

過去最多を更新する一方で、重症者数は第5波のピーク時よりも少なく、緊急事態宣言は発出されませんでした。

都は、再びまん延防止等重点措置（1/21～3/21）の対象となり、飲食店に時短営業を要請。これが最後の措置・要請となりました。第6波が収束に向かう中、3年ぶりにほぼ行動制限のないゴールデンウィークを迎え、都の「リバウンド警戒期間」（3/22～5/22）の終了をもって、飲食店への人数制限要請は原則撤廃されました。

### 第IV期

#### 3年ぶり、行動制限のない 夏休み・年末年始

2022（令和4）年6月、国は外国人観光客の受け入れを約2年ぶりに再開し、都も「もっとTokyo」を再開しました。7月に入ると、オミクロン株BA.5による第7波のピークが直撃し、全国における1日の新規感染者数が20万人を超える日が続きました。しかし新たな行動制限は行われず、濃厚接触者に求められる待機期間は、従来の原則7日間から5日間に短縮されました。3年ぶりの行動制限のない夏休みを迎え、お盆休み中の帰省者等が大幅に増加。爆発的な感染拡大がようやく落ち着いた10月には、「Go To トラベル事業」に代わる「全国旅行支援」が始まり、区でも、板橋区民まつりや11月には板橋農業まつりが、十分な感染対策を講じた上で4年ぶりに開催されました。その後、間もなくインフルエンザとの同時流行となった第8波のピークが到来しましたが、3年ぶりの行動制限のない年末年始を迎え、人流は

新型コロナの流行後、最も高い水準に達しました。

「ポストコロナ」時代に向けて、2023（令和5）年1月、国は新型コロナの感染症法上の位置付けを、同年5月8日に季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げる方針を決定しました。イベントの収容人数の上限も撤廃され、満員でも「声出し」が可能に。2月には、マスクの着用を3月13日以降は個人の判断に委ねる方針を決定しました。区では4年ぶりに、従来通りの2023板橋 City マラソン（3月）、第64回いたばし花火大会（8月）を開催しました。

## 緊急事態宣言／まん延防止等重点措置

感染拡大防止対策の強化のため、2020（令和2）年2月25日、政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を示しました。その後、3月13日には、新型コロナを新型インフルエンザ等特別措置法（以下、特措法）の対象に加える改正法が成立。これにより、政府が「緊急事態宣言」を発出し、都道府県知事が外出の自粛や学校の休業、多くの人が集まる施設の使用制限などの要請・指示を行うことが可能となりました。また、感染症の全国的かつ急速なまん延を抑えるための緊急事態宣言（都道府県単位）に対し、特定地域のまん延を抑えるための制度「まん延防止等重点措置」（市町村単位）が、2021（令和3）年2月13日施行の改正特措法で新たに導入されました。

1回目の緊急事態宣言は、2020年4月7日（～5/25）に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に発出され、その後、4月16日には対象が全国へと拡大しました。当初、緊急事態宣言の発出は、感染状況や医療提供体制などを判断基準とし、学校の一斉休業に加え、出勤や通院、食料の買い出しなど生活の維持に必要な場合を除いて外出は原則自粛、飲食店や喫茶店等は時短営業、カラオケボックスやスポーツクラブ・パチンコ店・映画館、一定の床面積を超える美術館等の施設には休業が要請されるなど、厳しい行動制限となりました。

一方で、2021年1月8日からの2回目の緊急事態宣言（～3/21）では、学校や施設の休業は求められず、飲食店等は午後8時までの時短営業（酒類提供は午後7時まで）とされ、外出は午後8時以降の自粛要請にとどまりました。2021年11月以降、緊急事態宣言の発出またはまん延防止等重点措置の適用は、医療のひっ迫具合を示す病床使用率などを目安に判断されることとなり、2022（令和4）年1月21日～3月21日のまん延防止等重点措置が最後の適用となりました。

	期間	措置等
第Ⅰ期 (令和2)	4/7 - 5/6	第1回緊急事態宣言 国
	4/25 - 5/6	STAY HOME 週間 都
	- 5/25	第1回緊急事態宣言 (延長)
	6/2 - 6/11	東京アラート発動 都
第Ⅱ期 (令和3)	1/8 - 2/7	第2回緊急事態宣言 国
	- 3/7	第2回緊急事態宣言 (延長)
	- 3/21	第2回緊急事態宣言 (再延長)
	4/12 - 4/24	まん延防止等重点措置 国
	4/25 - 5/11	第3回緊急事態宣言 国
	- 5/31	第3回緊急事態宣言 (延長)
	- 6/20	第3回緊急事態宣言 (再延長)
	6/21 - 7/11	まん延防止等重点措置 国
	7/12 - 8/22	第4回緊急事態宣言 国
	- 9/12	第4回緊急事態宣言 (延長)
- 9/30	第4回緊急事態宣言 (再延長)	
第Ⅲ期 (令和4)	10/1 - 10/24	リバウンド防止措置 都
	10/25 - 1/10	基本的対策徹底期間 都
	1/11 - 1/20	オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応 都
	1/21 - 3/21	まん延防止等重点措置 国
	3/22 - 5/22	リバウンド警戒期間 都

【図1】行動制限に関する対応措置要請(対象:東京都)

	第1回(2020)	第2回(2021)
外出	生活や健康の維持のために必要な外出以外は自粛	特に午後8時以降の不要不急の外出は自粛
学校	小・中学校、高校等は休業。大学は施設使用停止	休業は要請せず
飲食店	午前5時から午後8時までの時短営業を要請。酒類の提供は午後7時まで	同じ
その他施設	遊興施設や運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、学習施設、商業施設(生活必需品の小売関係等以外)等は休業を要請	一部の施設に時短営業を要請
イベント	中止あるいは延期を要請	上限5,000人かつ収容率の上限50%に制限

【図2】緊急事態宣言における要請の違い(対象:東京都)

## 事業者への休業・営業時間短縮要請

2020（令和2）年4月10日、緊急事態宣言下の東京都は、特措法に基づき、人の密集状態が発生する恐れのあるイベントなどの開催自粛や、一定の規模を超える各種施設の使用停止を要請しました。社会生活を維持するうえで必要な施設については、適切な感染防止対策への協力を要請し、飲食店等には、これに加えて夜8時までの営業時間短縮を要請。また、都の休業要請及び時短営業要請に協力した事業者に対し、協力金や支援金を支給しました。

5月下旬、都は「感染症防止と経済社会活動の両立を図ること」、「新しい日常」の定着を目的として、新型コロナを乗り越えるためのロードマップを策定しました。感染状況を踏まえながら段階的に施設への休業要請を緩和していくにあたり、事業を再開する事業者の感染防止対策を徹底するため、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を併せて策定。その後、5月25日に緊急事態宣言が解除され、徐々に行動制限が緩和されていく中で、6月中旬からは、同ガイドラインの徹底に取り組んでもらうことを目的に、都が業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した事業者に対して「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行【写真1】。店舗等で掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言することで、利用者が安心して利用できるようにしました。そして、緊急事態宣言解除から3週間以上が経った6月18日、飲食店等に対する時短営業要請が解除されました。

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置がほぼ途切れなく続いた第Ⅱ期では、約11か月にわたり、飲食店等への時短営業要請が継続しました。3・4回目の緊急事態宣言期間中は酒類提供に禁止要請が出た一方で、2021（令和3）年3月に都は、飲食店

に感染防止対策の徹底に向けた旗振り役として「コロナ対策リーダー」を置き、利用客にも感染防止マナーを促す事業を開始するなど、感染防止対策と社会経済活動の両立が図られました。

第Ⅲ期における飲食店等への時短営業要請は、2022（令和4）年1月21日からのまん延防止等重点措置期間中のみで、それ以外は都が飲食店等に対し、1グループあたりの人数や滞在時間を制限する等の協力を要請。そして、5月22日の「リバウンド警戒期間」終了をもって、すべての制限が解除となりました。



【写真1】区役所内店舗に掲示した「感染防止徹底宣言ステッカー」



# 学校の一斉臨時休業と再開

## 一斉臨時休業

2020（令和2）年2月27日、政府は全国の小・中学校に対して臨時休業要請を発表し、板橋区では翌28日、3月2日の午後から春休みを挟んだ4月5日まで、区立幼稚園、小・中学校の臨時休業を決定しました。休業中は、各学校が家庭で学習できる課題の指示を出し、週1回以上の電話や家庭訪問等により、児童・生徒の家庭学習や心身の健康状況を把握し、必要な支援を行うこととしました。ただし、保護者のやむを得ない事情等により自宅で過ごすことが困難な子ども（主に小学校1～3年生や特別支援学級等に在籍・通級している児童・生徒）は、健康・安全を第一にしつつ、感染防止策を講じたうえで、学校にて支援を実施できる体制を整えました。また、状況に応じて、教育支援センターや板橋区子ども家庭支援センターと連携を図る体制をとりました。

## あいキッズ

区内の全区立小学校（51校）で実施している「あいキッズ」は、子どもたちが校庭や体育館等で一緒に自由遊びや体験交流活動などを行う、区の放課後対策事業です。感染拡大防止の観点を踏まえつつ、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の居場所確



【写真1】「あいキッズ」では、感染拡大防止対策を徹底しながら、学校の休業期間中も開所

保のため、学校の休業期間中も開所しました。【写真1】

## 学校再開の延期

4月1日、学校再開に向けて準備が進む中、東京都が感染状況を踏まえて都内の学校に再開の延期を要請。ゴールデンウィーク明けまで臨時休業を延長することになりました。一方で、入学式・始業式等は実施することとしましたが（小学校は4/6、中学校は4/7、区立幼稚園は4/10に入学・入園式を予定）、4月7日に政府が1回目の緊急事態宣言を発出。中学校の入学式は中止、幼稚園の入園式は延期となりました。また、学校の長期休業による生活習慣の乱れ、学習の遅れ、居場所の確保等の課題に向けて、希望する児童・生徒が限定的ながらも学習や運動する機会を持てるようにしました。

## 家庭でのオンライン学習支援

4月3日、区教育委員会は、臨時休業となった小・中学校の児童・生徒に向けて、動画配信サイト「YouTube」を活用して特別授業の配信を開始しました。第1弾は、大東文化大学の山口諤司教授による「たのしい音読」を配信。また、5月からは長期休業に対応するため、学校ごとにYouTubeチャ



【写真2】貸出機（Windowsタブレット）と特別授業として配信された動画「たのしい音読」

ネルを開設し、オンライン授業を実施しました。教科・単元ごとに10分以内の動画を、区内の学校で分担して作成し、配信された動画を見ながら課題に取り組めるようにしました。併せて、高校受験を控える9年生（中学3年生）に対して、オンライン学習機会を確保するため、WindowsタブレットとモバイルWi-Fiルーターの貸出を行いました。【写真2】

## 学校及び行事の段階的な再開

緊急事態宣言の延長に伴い、学校の臨時休業はさらに延長となり、5月7日からは家庭での学習に新学年の教科書に基づく課題を加え、5月18日からは、希望する児童・生徒を対象に、学校における学習支援を実施。5月25日の緊急事態宣言解除に伴い、6月1日から段階的に授業や給食、行事、部活動などを再開しました。【写真3】

再開後の教育活動に際しては、教育委員会が国の学校再開ガイドライン及び都の感染症予防ガイドラインを踏まえて、「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン」を作成。以降、国や都の動向及び区内の感染状況等に合わせて、適宜改訂を行いました。令和2年度に関しては、3密の状況回避のため、宿泊行事、運動会、音楽会、学芸会など



【写真3】学校再開後も一定期間は人数や時間を限定する「分散登校」を行うなど、段階的に教育活動を再開

は中止になりました。10月及び2021（令和3）年1月にはガイドラインを改訂。行事等は3密の状況を回避し、内容や方法を工夫すれば実施可能となり【写真4】、令和2年度の卒業式及び令和3年度の入学式は、2回目及び3回目の緊急事態宣言の合間に規模を縮小して実施されました。公共交通機関による移動を伴う校外学習も、当初は実施が見送られましたが、2021年以降は、感染状況次第で、感染症予防対策を十分に講じたうえで実施可能になりました。しかし、都が繰り返し緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象となり、学校行事や日帰り校外学習などを再開できたのは、行動制限が緩和された第Ⅲ期の頃でした。

また、マスクの着用に関しては、当初は飛沫感染防止の徹底のため着用を励行し、マスクを外す場面では発話しないこと、着用している場面でも一定の距離を確保することを基本方針としました。第Ⅳ期の頃には、熱中症などの健康被害の恐れがある場合は身体的距離を確保してから外すように指導し、メリハリのあるマスクの着用の励行へとシフトしました。



【写真4】2021年以降は、感染症予防ガイドラインに沿い、内容や方法を工夫しながら学校行事を実施

# 板橋区主催イベント運用

## 板橋 City マラソン ONLINE

2020（令和2）年は開催中止となった「板橋 City マラソン」ですが、2021（令和3）年は2回目の緊急事態宣言下、オンライン形式に切り替えて開催されました。参加者はWebでエントリー後、各自で自由にコースを設定し、GPSランニングアプリ「TATTA」により走行距離を計測。タイムを競う大会とはせず、開催期間中（3/1～21）に累積距離42.195km以上走った参加者を完走とし、開催期間終了後に参加賞や抽選による特典を配付しました。新しい生活様式における走る機会の提供、参加資格拡大等による健康増進のための取組の推進、自然豊かな荒川の魅力発信にも一役買い、まん延防止等重点措置下であった2022（令和4）年もオンライン形式で開催（3/1～21）。「スタンダードコース（42.195km完走チャレンジ）」のほか、累計で何km走れるかを競う「フリーコース（限界突破チャレンジ）」も設けました。【図1】

**実績** 2021年（オンライン開催）参加者数：1,828人／2022年（オンライン開催）参加者数：1,169人（完走チャレンジコース909人、限界突破チャレンジコース260人）／2023年（通常開催）参加者数：8,926人

## いたばし産業見本市 Online

毎年11月に開催される、製造業を中心とした区内企業等が優れた製品や技術をPRする「いたばし産業見本市」。2020年の第24回は、Web上でのオンライン見本市として開催しました（11/12～18）。仮想空間的デザインの特設ページ上で、出展された製品写真や動画を閲覧できるだけでなく、出展者との名刺交換や、リアルタイムでのビデオチャットなど、情報交換や商談を行えるようにしました。翌年以降は会場（植村記念加賀スポーツセンター）とオンラインのハイブリッド開催としています。【図2】

**実績** 2020年（オンライン開催）出展者数：89社・団体、来場者数：延べ2,056人（11/12～12/18）／2021年（ハ



【図1】毎年3月に開催している板橋Cityマラソンは、荒川の豊かな自然の中、河川敷を利用したフラットで走りやすいコース（日本陸上競技連盟公認／世界陸連認証）が魅力



【図2】出展企業ブースではオンライン名刺交換やビデオチャットなどの機能を使用して、出展者との情報交換が可能。終了後も約1か月（11/19～12/18）はアーカイブとして運用し、製品写真や動画の閲覧、コールバックにより、商談機能の一部を実施した

イブリッド開催）／出展者数：62社・団体（会場開催+オンライン出展）、26企業・団体（オンライン出展のみ）、来場者数：1,081名（会場、11/11、12）、アクセス数：42,148PV（11/1～30）／2022年（ハイブリッド開催）出展者数：70社・団体（会場開催+オンライン出展）、27企業・団体（オンライン出展のみ）来場者数：1,548名（会場、11/10、11）、アクセス数：39,458PV（11/1～30）

## 板橋区民まつり・板橋農業まつりの代替事業

板橋区の秋の風物詩、板橋区民まつり・板橋農業まつりの代替事業として、2020年に開催したオンライン物産展「お届け！板橋うまいもんマルシェ」では、特設ページにて、板橋の名物や、区民まつりに例年出店している交流都市の特産物など、選りすぐりの逸品の詰め合わせを販売しました。【図3】

2021年は、オンライン物産展「杉浦太陽印の！全国うまいものマルシェ in いたばし」（11/1～2022/1/31）のほか、十分な感染対策を講じた上で、区役所本庁舎及び周辺で「板橋区民ふるさとマルシェ」（11/11～13）、赤塚支所で「いたばし野菜 秋のマルシェ」（11/13、14）を開催。ふるさとマルシェでは、区内の名店や、区に縁のある都市の名店などが多数出店し、秋のマルシェでは、区内産農産物の販売や農業まつり恒例の「野菜宝船」の展示、子ども向けの大根・人参収穫体験なども行いました。【写真1、2】

**実績** 2020年 お届け！板橋うまいもんマルシェ（オンライン開催）出展者数：38団体、販売数：706セット／2021年 杉浦太陽印の！全国うまいものマルシェ in いたばし（オンライン開催）出展者数：33団体、アクセス数：延べ3万4,314人、販売数：5,394点／2021年 板橋区民ふるさとマルシェ（区役所本庁舎及び周辺）出展者数：23団体、売上：450万円／2021年 いたばし野菜 秋のマルシェ（赤塚支所）出展者数・販売数：板橋区5名・795点、深谷市・187点、木島平村・170点／2022年 板橋区民まつり（縮小開催）来場者数：41万人／2022年 板橋農業まつり（通常開催）来場者数：8万4,000人



【図3】板橋の名物や交流都市の特産物を4～5品程度詰め合わせたセット全11種をお手頃価格にて、インターネットで販売（10/19～11/15）



【写真1】区役所本庁舎正面ロータリーなどに、区民まつり出店団体など約20ブースが出店。販売物は容器包装された飲食物やグッズ等とし、その場での飲食は不可とした



【写真2】赤塚庁舎1階ギャラリーにて、新鮮な農産物の直売会を実施。交流自治体による農産物の販売も行われた

# 広報の取組①

## 板橋区公式ホームページ／ 新型コロナ関連情報特設ページ

板橋区では、感染拡大の早期から、区公式ホームページに新型コロナ感染症関連情報の特設ページを設け、区民への情報発信を行いました。



2020(令和2)年4月30日時点

- 特別定額給付金に関するお知らせ
- 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先
  - ・板橋区コロナ対策案内電話センター
  - ・新型コロナ受診相談窓口
- 緊急事態宣言について
  - ・ゴールデンウィークに向け、人との接触を減らしましょう
  - ・緊急事態宣言が延長されました
- 新型コロナウイルス感染症情報(区内患者数など)
  - 生活・営業を支えるための支援(給付・貸付など)
  - 区施設・イベント等の情報(休館・休止など)



2020年8月7日時点

- 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先
  - ・特別定額給付金／板橋区特別定額給付金専用ダイヤル
  - ・小規模企業者等緊急家賃助成／板橋区緊急家賃助成事業コールセンター
  - ・区内中小企業者／経済産業省給付金等(持続化／家賃支援)申請個別相談会窓口
  - ・健康面／新型コロナ健康相談窓口
  - ・板橋区コロナ対策案内電話センター
- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために
  - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)について
  - ・新しい生活様式について
- 区内施設、学校等における感染症患者の発生について
  - 板橋区役所に勤務する職員の感染について
  - 新型コロナウイルス感染症情報(区内患者数など)
  - 生活・営業を支えるための支援(給付・貸付など)
  - 区施設・窓口・イベント情報



2020年10月31日時点

- 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先
  - ・健康面／新型コロナ健康相談窓口
  - ・臨時福祉商品券／コールセンター
  - ・板橋区コロナ対策案内電話センター
- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために
  - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)について
  - ・新しい生活様式について
  - ・こころの相談のご案内
  - ・こころと生活の相談窓口(新型コロナウイルス感染症関連情報)
- 区内施設、学校等における感染症患者の発生について
  - ・区職員及び区内施設、学校等における感染症患者の発生について
  - 新型コロナウイルス感染症情報(区内患者数など)
  - 生活・営業を支えるための支援(給付・貸付など)
  - 区施設・窓口・イベント情報



2021(令和3)年2月1日時点

- 新型コロナウイルス感染症について
- 新型コロナウイルスワクチンの住民接種情報
- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために
  - ・今冬の新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・新型コロナウイルス感染症患者と接触のあった方へ
  - ・生活にお困りの方への支援
  - ・中小企業・小規模事業者への支援
- 区内施設、学校等の感染症患者の発生状況
  - ・区職員及び区内施設、学校等における感染症患者の発生について

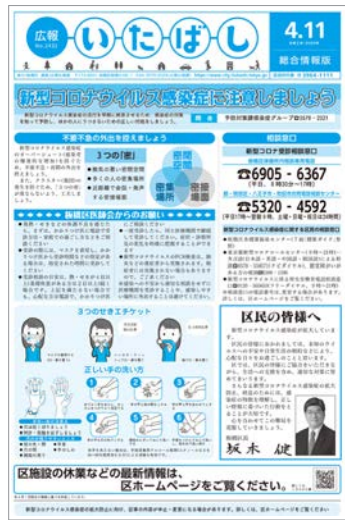


2021年4月1日時点

- 新型コロナウイルスワクチン接種情報
- 板橋区新型コロナ健康相談窓口
  - 保健所からののお知らせ
  - 区内感染状況
  - ワクチンの住民接種情報
  - 支援・相談情報
  - 区施設・イベント情報

# 広報いたばし (総合情報版・臨時号・特集号)

板橋区では、毎月第1~4土曜日に発行している「広報いたばし総合情報版」で、新型コロナウイルス感染症関連情報を掲載したほか、臨時号や特集号を発行しました。その一部をご紹介します。



**「新型コロナウイルス感染症に注意しましょう」**  
2020(令和2)年4月11日号  
3密回避・せきエチケットなどの感染対策、区長メッセージなどを掲載



**「新型コロナウイルス感染症関連情報臨時号」**  
2020年4月18日発行  
緊急事態宣言発出を受け、4月18日号情報版を新型コロナに関する臨時号に変更。外出の自粛や3密回避などの注意喚起、区施設の休業情報、感染予防のポイントなどを掲載



**「特別定額給付金特集号」**  
2020年5月30日発行  
特別定額給付金の申請受付開始に伴い特集号を発行。申請手続きの流れやQ&A、給付金詐欺の注意喚起などを掲載



**「引き続き感染防止にご協力をお願いします」**  
2020年6月6日号  
緊急事態宣言の解除に伴い「新しい生活様式」の実践などを掲載



**「引き続き外出の自粛をお願いします」**  
2020年5月2日号  
感染疑いのある場合の対応、新型コロナに関する各種支援内容などを掲載



**「暮らし・事業活動への支援を行っています」**  
2020年5月23日号  
子育て世帯への臨時特別給付金など、新型コロナの影響に伴う給付金の情報などを掲載



**「小規模企業等緊急家賃助成特集号」**  
2020年6月27日発行  
小規模企業等緊急家賃助成事業の実施に伴い特集号を発行し、申請手順などを掲載。事業者支援では、この他に「板橋区感染拡大防止協力金給付事業特集号」(2021/3/6発行)、「板橋区中小企業等事業継続支援金給付事業特集号」(2021/10/30発行)などを発行



**「新型コロナウイルスワクチン接種特集号」**  
2021年3月27日発行  
ワクチン接種開始に伴い特集号を発行し、接種の流れや予約方法、接種体制、Q&Aなどを掲載

## SNSでの情報発信

### Twitterでの情報発信

区の各課窓口状況、区の集団接種会場でのワクチン接種情報、区長の動画メッセージなど、新型コロナに関する緊急性が高い情報について、板橋区公式 Twitter（現 X）アカウントで随時発信しました。



### 区長メッセージの動画配信

2020（令和2）年4月、緊急事態宣言発出に伴い、区民へ感染対策徹底への協力を呼び掛けるため、YouTubeで区長動画メッセージを配信しました。その後も緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の実施等に合わせ、計14回の動画配信を行いました。



年度	No.	投稿日	タイトル
令和2年度	1	令和2年4月7日	緊急事態宣言を受けて、区民の皆様へ向けて板橋区長メッセージ
	2	令和2年4月21日	区民の皆様と暮らしを守るための緊急対策の実施について
	3	令和2年5月11日	外出自粛継続のお願いと区の支援について
	4	令和2年5月26日	緊急事態宣言解除を受けて、区民の皆様へ
	5	令和3年1月8日	緊急事態宣言再発出を受けて、区民の皆様へ
	6	令和3年2月8日	感染予防対策継続のお願いと区の支援について
令和3年度	7	令和3年4月12日	「まん延防止等重点措置」の適用を受けて、区民の皆様へ
	8	令和3年4月24日	「緊急事態宣言」の再発出を受けて、区民の皆様へ
	9	令和3年5月11日	緊急事態宣言(3回目)の延長を受けて、区民の皆様へ
	10	令和3年6月1日	緊急事態宣言の再延長を受けて、区民の皆様へ
	11	令和3年6月21日	緊急事態宣言の解除を受けて、区民の皆様へ
	12	令和3年7月12日	緊急事態宣言(4回目)の発出を受けて、区民の皆様へ
	13	令和3年10月1日	緊急事態宣言の解除を受けて、区民の皆様へ
	14	令和4年1月20日	まん延防止等重点措置適用を受けて

### Yahoo! JAPAN アプリでの情報発信

新型コロナに関する緊急性が高い情報について、Yahoo!JAPAN アプリを活用し、プッシュ型通知として緊急情報を随時発信しました。



## コラム 1

## 産官学連携プロジェクトの合同記者会見

2020（令和2）年5月、区内に本拠を置く株式会社ファームロイドと日本大学医学部附属板橋病院は、株式会社ファームロイドが開発した紫外線照射ロボットによる紫外線照射実験を行い、新型コロナウイルスが検出不可能なまでに除去されたことを確認しました。また9月には、新型コロナウイルスの不活化メカニズムをより詳細に把握するため、複数の条件設定による実証実験を行い、その有効性を確認しました。板橋区では医工連携の取組を含め、区内企業や大学等との連携・マッチングによる課題解決を推進していることから、これを広く周知するため9月8日に合同記者会見を実施しました。



紫外線照射ロボット

記者会見で説明する坂本区長